

(第4次)

小田原市一般廃棄物処理基本計画

令和2年3月

小田原市

小田原市一般廃棄物処理基本計画 目次

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 一般廃棄物処理基本計画とは | |
| 1 計画の目的 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 2 |
| 3 計画の期間 | 4 |
| 第2章 ごみ処理計画 | |
| 1 ごみ処理の基本方針 | 5 |
| 2 市民、事業者、行政の協働と役割 | 7 |
| 3 ごみの排出状況 | 8 |
| 4 資源化の状況 | 12 |
| 5 ごみ処理システムのフロー | 15 |
| 6 ごみ処理の状況 | 16 |
| 7 ごみ処理に関する課題 | 21 |
| 8 ごみ排出量の予測 | 24 |
| 9 ごみの減量化・資源化の数値目標 | 25 |
| 10 ごみ処理の基本方針に基づく施策 | 26 |
| 11 ごみ処理広域化との関係 | 33 |
| 第3章 生活排水処理計画 | |
| 1 生活排水処理の基本方針 | 34 |
| 2 市民、事業者、行政の協働と役割 | 35 |
| 3 水環境・生活排水処理等の現状 | 36 |
| 4 生活排水処理に関する課題 | 40 |
| 5 生活排水処理別人口の将来予測・生活排水処理率の数値目標 | 41 |
| 6 生活排水処理の基本方針に基づく施策 | 42 |
| 7 生活排水処理システムのフロー | 43 |
| 第4章 一般廃棄物処理基本計画の推進体制と進行管理 | |
| 1 計画の推進体制 | 44 |
| 2 計画の進行管理 | 44 |
| 参考資料及び用語解説 | 46 |

第 1 章 一般廃棄物処理基本計画とは

1 計画の目的

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のしくみは、私たちに物質的な豊かさをもたらしてきた一方で、大量の廃棄物を生み出し、街の美化や生態系といった環境に大きな負荷を与えるとともに、石油等の天然資源の枯渇の懸念、オゾン層の破壊、さらには地球温暖化など地球規模の諸問題を引き起こしています。それを受け、平成 27 年（2015 年）には持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、食品ロスやマイクロプラスチックによる海洋汚染などの問題解決に向けた目標が設定されました。

また、同年、地球温暖化対策の新たな国際的枠組みとしてパリ協定が合意され、全ての国々が削減目標を掲げ、長期的な温室効果ガス排出削減に乗り出すこととなりました。

このような状況を踏まえ、廃棄物の発生抑制とその循環的利用を図るシステム、すなわち、環境と共生した「持続可能な循環型社会」の構築が喫緊の課題となっています。

国では、*循環型社会の構築に向けて容器包装、家電、食品、建設、自動車、小型家電などに関するリサイクル法により資源循環への取組を進めています。また、廃棄物を処理する過程で生まれるエネルギーを発電に利用するなど、エネルギーの自給自足に向けた取組も進められています。さらに、パリ協定を踏まえ、温室効果ガス排出削減目標の実現に向けた、地球温暖化対策計画が閣議決定されました。また、食品ロス削減推進法やプラスチック資源循環戦略が策定されるなど、食品ロスやプラスチックごみ削減への取組も展開されています。

一方、本市では、地球全体の環境や自然を守るために足元から着実な努力をしようと、平成 7 年（1995 年）を「環境元年」と定め、種々の施策を推進してきました。中でも、廃棄物問題については、増え続けるごみに対処するため、平成 9 年度（1997 年度）に、ごみの分別区分を 3 分別から 9 分別 15 品目（現在は 18 品目）に変更するとともに、指定ごみ袋制度を導入するなど、ごみの分別改革を実施し、全国でも高い水準の資源化率を達成し、「燃せるごみ」の大幅な削減を図ることができました。

その後、「燃せるごみ」の排出量は、平成 13 年度（2001 年度）をピークに減少しており、前計画で目標としていた「燃せるごみ」の年間排出量 50,167 トンの達成に向け、基準年度である平成 24 年度（2012 年度）以降も順調に減少していましたが、平成 30 年度（2018 年度）は減少量が鈍化した状況であります。また、燃せるごみの組成内容においては、いまだ減量化、資源化が可能な状況であります。

ごみの減量は、発生抑制、排出抑制への意識と実践が重要であり、また、「燃せるごみ」の中に含まれる資源物の分別を徹底して進め、焼却や埋立処理量を減らす*循環型社会を構築するための取組が求められています。しかし、*循環型社会は、排出者である市民、事業者、行政の協働なくしては達成できません。

今後なお一層の市民・事業者・行政のパートナーシップのもとに*循環型社会の構築を目指して、人口減少、少子・高齢化やライフスタイル（生活の様式）の多様化などの社会経済情勢の変化を踏まえた新しい「一般廃棄物処理基本計画」を、更なるごみの減量化、資源化を目的に策定します。

*印の用語は巻末の用語解説で説明しています。

2 計画の位置づけ

(1) 関連計画との位置づけ

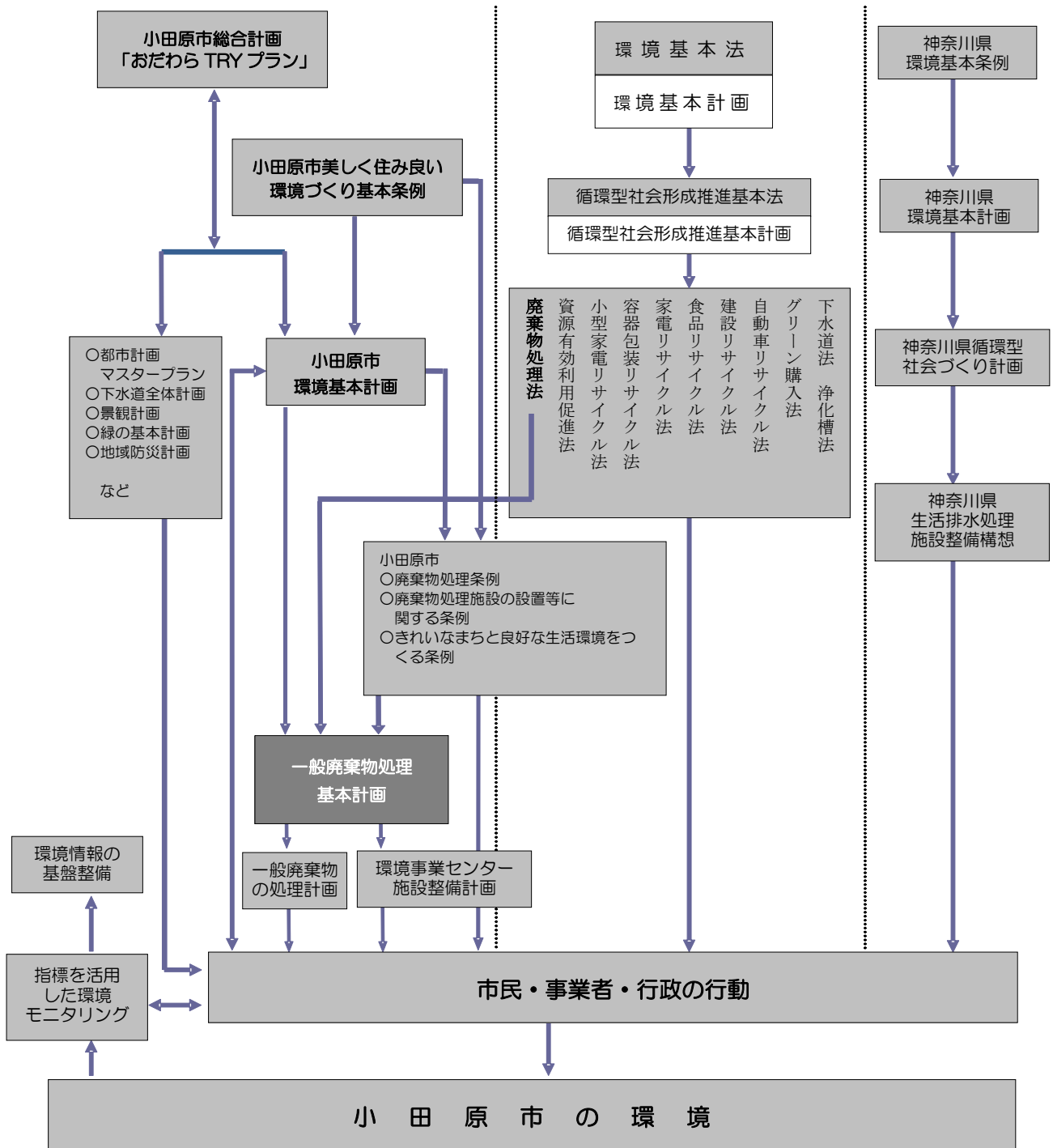
本計画は、一般廃棄物処理に係る最上位計画であり、ごみの発生・排出抑制、資源化などを定めるごみ処理計画と、各家庭から排出される生活雑排水や、し尿などの処理、処分などを定める生活排水処理計画で構成されます。

また、本計画は、総合計画「おだわら TRY プラン」及び環境基本計画で示す「望ましい環境像」を目指すための一般廃棄物分野における計画とし、「小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」（以下「廃棄物処理条例」という。）の趣旨に則った計画とします。

(2) 法的な位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画に位置づけられ、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項、分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分、一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項、一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項などを定めています。

小田原市一般廃棄物処理基本計画の位置づけ



※各法律名称

- 「資源の有効な利用の促進に関する法律」（「資源有効利用促進法」という。）
- 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（「小型家電リサイクル法」という。）
- 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（「容器包装リサイクル法」という。）
- 「特定家庭用機器再商品化法」（「家電リサイクル法」という。）
- 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（「食品リサイクル法」という。）
- 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（「建設リサイクル法」という。）
- 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（「自動車リサイクル法」という。）
- 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（「グリーン購入法」という。）

3 計画の期間

本計画は、地域の一般廃棄物処理施策の大枠を定める長期的な計画ですが、着実な計画の進展を図るために、具体的な計画期間については、令和 2 年度（2020 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 10 年間とします。また、令和 6 年度（2024 年度）を中間目標年度に設定して、計画の進捗状況の評価、見直しを行います。

第2章 ごみ処理計画

1 ごみ処理の基本方針

(1) 基本方針

基本方針は「省資源・循環型社会を目指したまちづくり」とします。

この計画では、ごみとして出されたものを処理するという考え方ではなく、「そもそもごみとなるようなものの利用を抑制し、なお排出されるものについては分別を徹底して、できるだけ再使用・再生利用を図り、残るものについては適正に処理する」という考え方を基本としています。

地球規模の環境問題は、日々の私たちの暮らしから起きていることから、市民一人ひとりが自分自身の問題としてとらえ、意識を変えてライフスタイルを見直すとともに、市民、事業者、行政が連携・協働して5つのR（Refuse・Reduce・Reuse・Repair・Recycle）の取組を推進し、省資源・循環型社会を目指したまちづくり、「持続可能な循環型社会」の構築を推進するため、ごみ処理の現状と課題を踏まえ、次の項目をごみ処理の基本方針の実現に向けた具体的事項とします。

※5つのR

- Refuse（必要のないものは受け取らない）
リフューズ
- Reduce（ごみを減らす）
リデュース
- Reuse（ものを繰り返し使用する）
リユース
- Repair（ものを修理して使用する）
リペア
- Recycle（再生品を積極的に利用する）
リサイクル

※国は、3Rを推進していますが、小田原市では「Refuse」と「Repair」の2つのRを加えた5Rとしています。

(2) 基本方針の実現に向けた具体的事項

ア 発生抑制・再使用に重点を置いたごみの減量化の推進

*循環型社会を構築するためには、ごみを発生させない対策が重要です。そのためには、市民・事業者・行政の協働のもとにそれぞれの主体的な取組が不可欠です。各主体の自主的な取組を促すための意識啓発、情報コミュニケーション、支援策を検討し、発生抑制に重点を置いたごみの減量化を推進します。

イ ごみの分別と資源化の更なる推進

ごみの分別をより一層進めることで、燃せるごみの減量化を図り、資源化を推進します。さらに、近年増加傾向にある事業ごみの減量に力を入れて取り組みます。

分別をしっかりといただいている方の努力が報われるような仕組みを検討し、更なる分別を進めます。

今後の資源化技術の動向などを踏まえ、分別品目の拡大を検討するとともに、事業者や地域と連携を図り、店頭回収などにより分別、資源化の機会を広げていきます。

また、焼却灰の資源化率の向上も図ります。

ウ 安定的・継続的なごみの適正処理の推進

ごみの収集運搬から*中間処理、最終処分に至るまで、安全に適正に処理するとともに、効率的な事業運営を推進します。

また、現在、ごみの処理・処分、リサイクル、環境保全技術など、新たな技術開発が進められていますので、将来的なごみの処理・処分のあり方を検討するため、リサイクル技術や処理技術などに関する調査・情報収集を継続的に行います。

なお、今後のごみ処理体制として、将来の広域化に向けた環境整備等についても検討を進めていきます。

エ きれいなまちづくりの推進

市民・事業者・行政の協働のもとに環境美化活動、不法投棄防止対策などを進め、きれいなまちづくりを推進します。

また、広報紙やポイ捨て防止キャンペーンをはじめとした環境啓発イベントなど、あらゆる機会を通じて市民等の環境美化に関する意識啓発を図ります。

2 市民、事業者、行政の協働と役割

本計画の基本方針である「省資源・循環型社会を目指したまちづくり」の実現のため、市民、事業者、行政が本計画の趣旨を十分理解し、一体となって取り組むことが必要です。意識を切り替え、便利さに慣れ親しんだライフスタイルを見直し、主体的な取組と協働のもとで、次に示すそれぞれの役割を果たしていくことが重要です。

市民の役割（消費者・排出者責任）

- 5つの「R」で、資源の有効利用に資するライフスタイルを実践する。
- ごみの分別を徹底する。
- ごみの減量化、資源化などの環境問題に関心を持つ。
- 地域の環境美化活動を推進する。
- ごみの持ち帰りを徹底する。
- 事業者、行政が行う取組に協力する。

事業者の役割（排出者・拡大生産者責任）

- 5Rの取組を促進し、ごみの排出抑制、資源の有効利用に資する事業活動を推進する。
- 自己処理の原則に基づき事業活動で生じた廃棄物を適正に処理する。
- *拡大生産者責任（EPR=Extended Producer Responsibility）を踏まえた、ごみ等の適正なリサイクルや処理の取組を推進する。
- *容器包装リサイクル法、*家電リサイクル法、*食品リサイクル法、*建設リサイクル法、*小型家電リサイクル法など各種リサイクル法に基づいた取組を推進する。
- リサイクル技術などを開発する。
- 再生品や再使用品を積極的に利用する。
- 自らの取組を積極的に公表し、環境情報を提供する。
- 地域の環境美化活動に積極的に参加する。
- 市民（地域）、行政の省資源・循環型社会を目指したまちづくりに積極的に協力する。


行政の役割

- ごみ処理の基本方針に沿った減量化、資源化施策の推進を図る。
 - ・発生抑制・再使用に重点を置いたごみの減量化を推進する。
 - ・ごみの分別の徹底と資源化を推進する。
 - ・市民の生活環境を守り、安定的かつ継続的なごみの適正処理を推進する。
 - ・きれいなまちづくりを推進する。
- *拡大生産者責任の働きかけを行う。
 - ・国、県等を通じて、製造・販売元である事業者の物理的、経済的責任が製品ライフサイクルの使用後の段階まで拡大されるよう求めていく。
 - ・*家電リサイクル法における対象品目の拡大や、各種リサイクル法の見直しについて、国、県等に働きかけを行う。
- 排出事業者として、ごみの適正処理を推進する。
 - ・ごみの分別排出を徹底する。
 - ・再生品や再使用品を積極的に利用する。

3 ごみの排出状況

(1) ごみ（資源物を含む）の分別区分

市内から発生するごみは、一般家庭から排出されるごみ（家庭ごみ）と、事業所等から排出されるごみ（事業ごみ）に分けられ、9種類に分類しています。

| | |
|--|--|
| ① かん類（資源物） | ジュース缶など飲料用の缶、缶詰の缶 |
| ② びん類（資源物） | 飲物、食物などの各種びん |
| ③ ペットボトル（資源物） | 飲料用、しょう油、酒、みりんなど |
| ④ トレー類・  表示のあるもの（資源物） | トレー、袋類、プラスチック容器 |
| ⑤ 紙・布類（資源物） | 新聞紙、雑紙、段ボール、紙パック、*その他紙、布類 |
| ⑥ 燃せるごみ | 生ごみ、木くず、革製品、ゴム類、繊維類、汚れた紙類 |
| ⑦ 燃せないごみ | 金属複合物等、容器以外のプラスチック、陶磁器類、ガラスくず類など |
| ⑧ スプレー缶など | 蛍光灯、スプレー缶、カセットボンベ、乾電池、ライター、ビデオテープ、カセットテープ、廃食用油など |
| ⑨ 大型ごみ | 家具類、家電製品（家電リサイクル法対象品目を除く）、寝具類、自転車など |

(2) ごみの排出量

ごみの排出量の過去6年間の推移を見ると順調に減少しており、小田原市民の1人1日当たりの排出量は平成30年度（2018年度）に微増しましたが、おおむね減少傾向にあります。

しかし、神奈川県及び全国平均と比較すると多くなっています。本市独自の古紙回収システムは、地域、事業者、市の協力のもと、市内で発生する古紙類のほとんどを回収できるシステムとなっています。そのため県内各市と比較してもその回収量が多く、排出量を引き上げる要因のひとつと考えられます。

小田原市のごみ排出量の推移

（人口は各年10月1日現在）

| 年 度 | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) |
|-----------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 人 口 (人) | 196,073 | 195,125 | 194,086 | 193,313 | 192,407 | 191,181 |
| 排出量 (t/年) | 73,820 | 72,283 | 71,278 | 70,716 | 69,579 | 69,219 |
| 1人1日当たり排出量 (g/人・日) | 1,031 | 1,015 | 1,003 | 1,002 | 991 | 992 |

ごみの排出量の推移（小田原市はトン、全国と県は万トン）

| 年 度 | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 小田原市 | 73,820 | 72,283 | 71,278 | 70,716 | 69,579 | 69,219 |
| 全国 | 4,487 | 4,432 | 4,398 | 4,317 | 4,289 | — |
| 神奈川県 | 301 | 297 | 295 | 291 | 287 | — |

1人1日当たりのごみ排出量の推移（g/人・日）

| 年 度 | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 小田原市 | 1,031 | 1,015 | 1,003 | 1,002 | 991 | 992 |
| 全国 | 958 | 947 | 939 | 925 | 920 | — |
| 神奈川県 | 907 | 894 | 884 | 872 | 859 | — |

(3) 家庭ごみの排出量

家庭ごみの排出量の過去6年間の推移を見ると減少傾向が続いています。種類別排出量を見ると、燃せるごみが全体の64%ほどを占めており、おおむね順調に減少しています。

資源物の排出量は、トレー類・☒表示のあるものが年々増加しており、ペットボトルは横ばい傾向、他はおおむね減少傾向にあります。特に紙・布類は大きく減少しています。

また、燃せないごみ、スプレー缶などは減少傾向であり、大型ごみ、直接搬入ごみは増加傾向にあります。

家庭ごみ種類別排出量の推移（t/年）

| 年 度 | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) |
|---------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 燃せるごみ | 37,901 | 36,975 | 36,086 | 35,705 | 34,718 | 34,203 |
| 紙・布類（資源物） | 11,730 | 11,306 | 10,953 | 10,470 | 9,949 | 9,536 |
| ペットボトル（資源物） | 733 | 699 | 691 | 663 | 681 | 718 |
| トレー類・☒表示のあるもの（資源物） | 1,783 | 1,792 | 1,875 | 1,936 | 1,998 | 2,058 |
| かん類（資源物） | 623 | 581 | 572 | 527 | 540 | 529 |
| びん類（資源物） | 1,435 | 1,387 | 1,361 | 1,328 | 1,298 | 1,265 |
| 燃せないごみ | 2,828 | 2,643 | 2,573 | 2,471 | 2,452 | 2,514 |
| スプレー缶など | 295 | 280 | 287 | 265 | 261 | 251 |
| 大型ごみ | 334 | 309 | 314 | 352 | 331 | 347 |
| 直接搬入ごみ | 1,522 | 1,385 | 1,500 | 1,575 | 1,734 | 2,036 |
| 合計 | 59,184 | 57,357 | 56,212 | 55,292 | 53,962 | 53,457 |
| 1人1日当たり排出量 (g/人・日) | 827 | 805 | 791 | 784 | 768 | 766 |
| 1人1日当たりの燃せる ごみ排出量 (g/人・日) | 543 | 531 | 521 | 520 | 509 | 509 |

※家庭ごみ種類別排出量…家庭から排出された種類ごとにおけるそれぞれの数量

※1人1日当たりの燃せるごみ排出量は、表の「燃せるごみ」と「直接搬入ごみ」のうちの燃せるごみの合計から算出

1人1日当たりの家庭ごみ排出量の推移（g／人・日）

| 年 度 | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 小田原市 | 827 | 805 | 791 | 784 | 768 | 766 |
| 全国 | 678 | 668 | 660 | 646 | 641 | — |
| 神奈川県 | 695 | 681 | 672 | 660 | 648 | — |

(4) 事業ごみの排出量

事業ごみの排出量の過去6年間の推移を見ると年々増加しており、1ヶ月の排出量が300kg以下の中小事業者の事業活動から発生する*「特定ごみ」の排出量は、400t前後で推移しています。

事業ごみの排出量の推移（t／年）

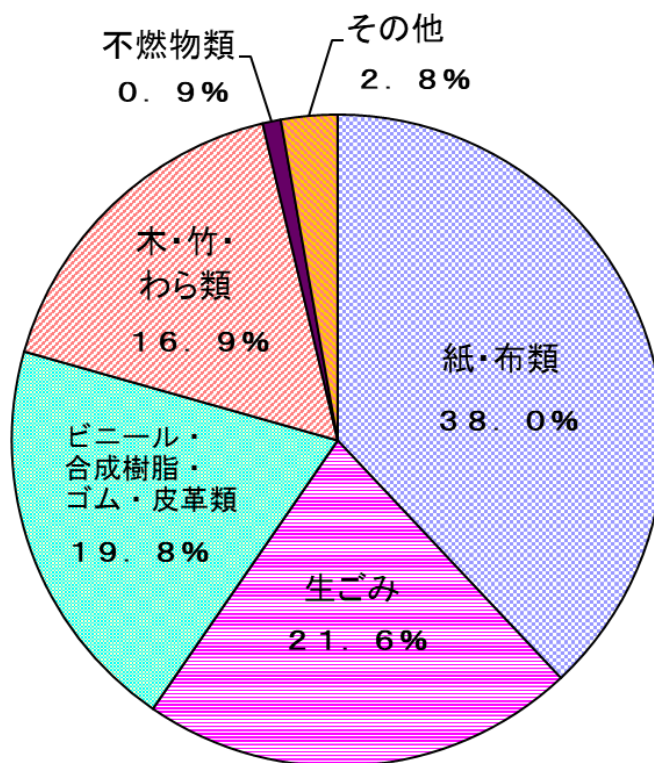
| 年 度 | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) |
|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 直接搬入ごみ | 14,257 | 14,563 | 14,714 | 15,082 | 15,171 | 15,338 |
| 特定ごみ | 379 | 363 | 352 | 342 | 446 | 424 |
| 事業ごみの排出量 | 14,636 | 14,926 | 15,066 | 15,424 | 15,617 | 15,762 |

(5) 燃せるごみの性状

平成30年度（2018年度）に実施した、家庭ごみと事業ごみを合わせた燃せるごみの分析調査（湿重量）によると、紙・布類が全体の38.0%、*ちゅう芥類（生ごみ）が21.6%、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が19.8%、木・竹・わら類が16.9%となっています。


燃せるごみの中に混入している紙・布類などのすべてを資源化できるわけではありませんが、紙・布類と*ちゅう芥類をあわせると全体の60%ほどを占めます。さらに、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類には、分別可能なトレー類・☒表示のあるものやペットボトルなどが多く含まれています。

平成30年度（2018年度） 燃せるごみ分析調査結果（湿重量）



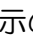
4 資源化の状況

(1) 資源化量等

現在、資源化しているものとして、かん類、びん類、ペットボトル、トレー類・表示のあるもの、紙（新聞紙、雑紙、段ボール、紙パック、*その他紙）・布類、廃食用油、蛍光灯、スプレー缶・カセットボンベ、乾電池、ビデオテープ・カセットテープ、燃せないごみや大型ごみとして回収される金属類などが該当します。

かん類は、民間事業者に売却し、資源化しています。びん類のうち、ビールびんなどの生きびんは、民間事業者に売却し、再利用するなど資源化しています。その他のびんは、色別に分けて（公財）日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、資源化しています。

ペットボトルは、（公財）日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、資源化しています。その資源化量は、平成25年度（2013年度）以降、年間600tほどで推移しています。

トレー類・表示のあるものは、（公財）日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、資源化しています。資源化量は、平成25年度（2013年度）以降、1,870tほどで推移しています。

紙・布類については、古紙問屋に引き渡し、新聞紙、雑紙、段ボールなどの品目ごとに資源化しています。*「その他紙」の回収量は増加していますが、インターネットやスマートフォン等の普及により、新聞や雑誌などが紙媒体から電子媒体へと移行している影響で、その他の品目の回収量は減少傾向にあります。このため、紙・布類の資源化量は、平成25年度（2013年度）以降、年平均で約4%ずつ減少し、平成30年度（2018年度）は9,495tとなっています。

燃せないごみや大型ごみは破碎し、鉄やアルミなどを選別し、資源化しています。破碎後の可燃残さと不燃残さについては、*溶融処理・*焙焼処理により資源化を図るとともに一部を埋立処理しています。

また、スプレー缶などのうち蛍光灯や乾電池からは鉄、亜鉛、水銀などの金属類を回収するなど資源化し、ビデオテープ・カセットテープは固形燃料等に資源化しています。

廃食用油は、バイオディーゼル燃料（BDF）に精製し、資源化しています。

なお、ごみの焼却により発生する焼却灰は、民間事業者に委託し、主に埋立処理しており、一部を*溶融処理、*焼成処理などにより資源化しています。平成23年（2011年）3月の東日本大震災以降、処理施設のある自治体からの受入拒否や処分費用の高騰などが続いたことから、資源化に捉われず、「まず処分すること」を考え取り組んできました。



溶融工程

資源化量の推移（t／年）

| 年 度 | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 紙・布類 | 11,731 | 11,307 | 10,961 | 10,460 | 9,918 | 9,495 |
| ペットボトル | 618 | 610 | 602 | 626 | 578 | 596 |
| トレー類・☑表示のあるもの | 1,857 | 1,781 | 1,823 | 1,939 | 1,988 | 1,842 |
| かん類 | 517 | 494 | 484 | 463 | 457 | 444 |
| びん類 | 961 | 1,068 | 1,085 | 977 | 913 | 839 |
| スプレー缶など | 295 | 280 | 287 | 265 | 261 | 251 |
| 破砕後金属 | 681 | 679 | 701 | 687 | 688 | 690 |
| その他 | 2,603 | 2,499 | 2,592 | 2,683 | 2,747 | 2,874 |
| 合 計 | 19,263 | 18,718 | 18,535 | 18,100 | 17,550 | 17,031 |

※資源化量…家庭ごみと事業ごみの排出量から、*中間処理により異物等を除き資源化した量
 ※その他には、可燃残さ、不燃残さ、ガラス残さ等が含まれる

(2) 資源化率

本市では、資源ごみとして収集し資源化した量と、ごみの排出量の割合を※資源化率として表しています。また、焼却後に発生する焼却灰に対する資源化の割合を焼却灰資源化率として表しています。

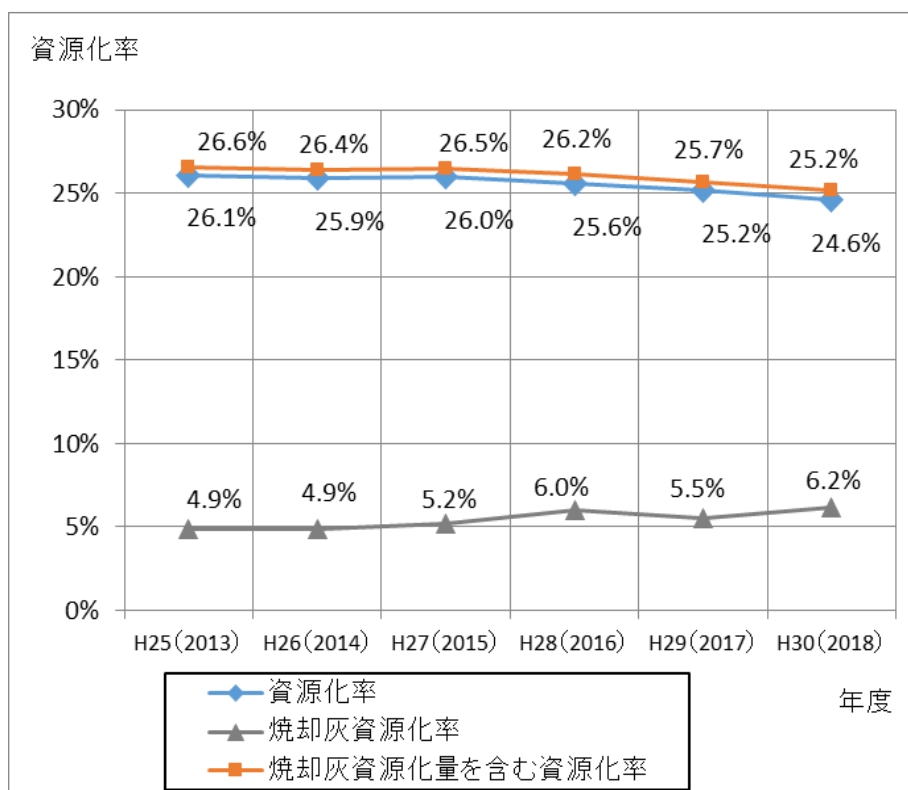
平成25年度（2013年度）以降、本市の資源化率は、26%前後で推移していましたが、平成28年度（2016年度）以降、特に資源ごみの多くを占める紙・布類の回収量の減少が進んだことなどから平成30年度（2018年度）は24.6%でした。

焼却灰の資源化率は、東日本大震災以降の焼却灰の処分状況から、資源化に捉われず処分することに重点を置いて取り組んだ結果、平成25年度（2013年度）以降、5%から6%で推移しています。焼却灰処理の状況が改善されつつあることから、今後は、資源化率の向上も視野に入れて取り組んでいきます。

小田原市の資源化率の推移

| 年 度 | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) |
|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 資源化率 | 26.1% | 25.9% | 26.0% | 25.6% | 25.2% | 24.6% |
| 焼却灰資源化率 | 4.9% | 4.9% | 5.2% | 6.0% | 5.5% | 6.2% |
| 焼却灰資源化量を含む資源化率 | 26.6% | 26.4% | 26.5% | 26.2% | 25.7% | 25.2% |

小田原市の資源化率の推移



※資源化率

〈資源化率〉

$$\text{資源化率 (\%)} = (\text{資源化量}) \div (\text{ごみの排出量}) \times 100$$

〈焼却灰資源化率〉

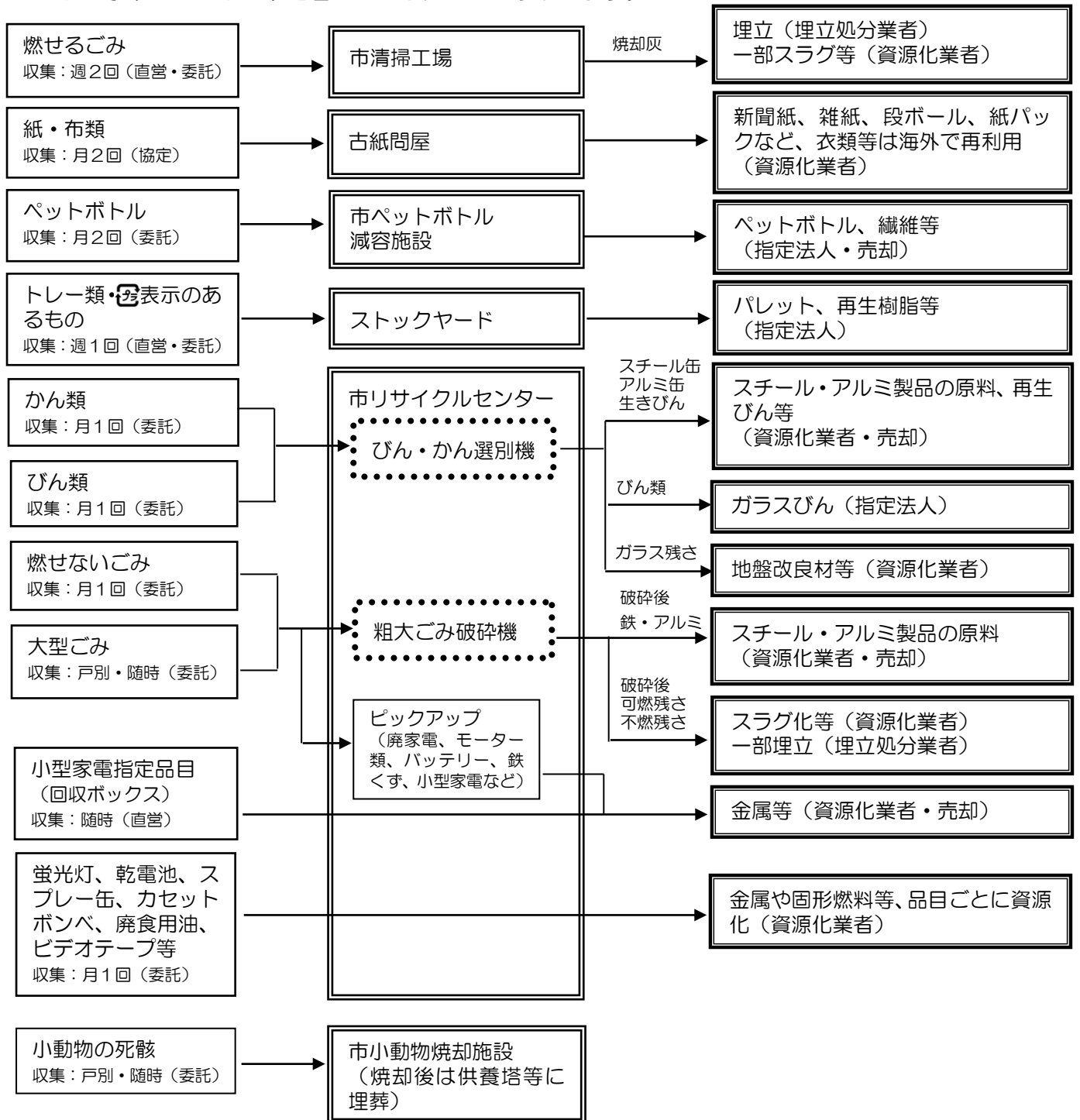
$$\text{焼却灰資源化率 (\%)} = (\text{焼却灰の資源化量}) \div (\text{焼却灰の総量}) \times 100$$

〈焼却灰資源化量を含む資源化率〉

$$\text{焼却灰資源化量を含む資源化率 (\%)} = (\text{資源化量 (焼却灰の資源化量を含む)}) \div (\text{ごみの排出量}) \times 100$$

5 ごみ処理システムのフロー

小田原市におけるごみ処理フローを次のとおり示します。



※直接搬入ごみについては、搬入物によってそれぞれの品目ごとに処理されます。


市で収集・処理できないもの




6 ごみ処理の状況

(1) 収集・運搬の概要

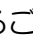
家庭ごみは、ごみ集積場所（市内約6, 200箇所）から収集する方式を基本とし、家具などの大型ごみについては申し込みによる戸別収集方式としています。

収集形態としては、燃せるごみ、トレー類・表示のあるものは直営及び委託で収集を行い、紙・布類は古紙回収業者に協力をお願いしています。ペットボトル、かん類、びん類、燃せないごみ、スプレー缶などについては委託で収集を行っています。

収集回数については、燃せるごみは週2回、トレー類・表示のあるものは週1回、紙・布類、ペットボトルは月2回、かん類、びん類、燃せないごみ、スプレー缶などについては月1回としています。

小型家電製品は、市内5カ所に設置された回収ボックスにより回収する方法と、燃せないごみとして収集された物品の中から該当する小型家電製品を*ピックアップする方法で回収しています。（ボックス回収指定品は、携帯電話、デジタルカメラ、ビデオカメラ、電子辞書、携帯型音楽プレーヤー、携帯型ゲーム機、ハードディスク、ゲームソフト）

なお、犬、猫などの小動物の死骸は、小動物焼却施設に持ち込む方法と申し込みによる戸別収集としています。

在宅医療用器具等の廃棄物は、市が燃せるごみやトレー類・表示のあるものとして収集していますが、使用済みの注射針等の廃棄物は、ごみ収集時や作業時の事故防止のために医療機関への持参をお願いしています。

また、事業者が排出する廃棄物は、自らが処理を行うことが原則ですが、事業系一般廃棄物については市清掃工場で受け入れを行っています。

特に、廃棄物処理条例には、*「特定ごみ」や*「多量排出事業者」の制度が規定されていません。

(2) 中間処理・最終処分の概要

ア 焼却処理施設の概要

小田原市清掃工場では、燃せるごみの焼却処理を行っています。焼却施設の燃焼ガスは低公害な状態で排出し、また、焼却施設で発生する汚水は外部に一切出ないクローズドシステムです。

ごみの臭気も焼却用の空気として焼却炉に送られて高温で分解されるため無臭となります。

また、小動物焼却施設も清掃工場の敷地内に有しています。平成3年度（1991年度）に建設し、500 kg/5hの処理能力を有しています。



清掃工場

ごみ焼却施設の概要

| | | |
|------|---|--------------------------------|
| 施設名 | 小田原市清掃工場 | |
| 竣工年月 | 昭和54年（1979年）4月 | 平成3年（1991年）3月 |
| 焼却能力 | 1号炉 90 t 2号炉 90 t 計 180 t/日 | 3号炉 75 t 4号炉 75 t 計 150 t/日 |
| 焼却炉 | 全連続燃焼式焼却炉 | |
| 備考 | 平成28年度（2016年度）から令和元年度（2019年度）にかけて、2・3・4号炉の3炉について基幹的設備改良工事を実施し、二酸化炭素排出量の削減に努めたほか、15年間の延命化を図った。（1号炉については休炉とした。） | |

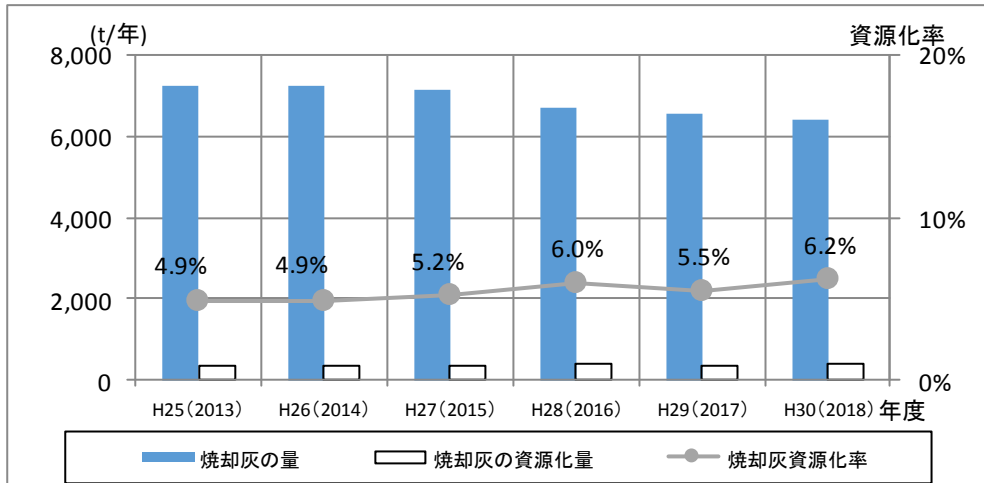
焼却処理量等

本市の焼却処理量は減少傾向にあり、焼却灰は埋立のほか、県外の民間施設において*溶融処理や*焼成処理により、路盤材等に資源化しています。

焼却量と焼却灰の量等の推移（t/年）

| 年 度 | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) |
|----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 焼却量 | 53,994 | 52,965 | 52,190 | 52,015 | 51,412 | 51,884 |
| 焼却灰の量 | 7,250 | 7,275 | 7,170 | 6,710 | 6,568 | 6,404 |
| 焼却灰の埋立量 | 6,897 | 6,915 | 6,794 | 6,308 | 6,205 | 6,004 |
| 焼却灰の資源化量 | 353 | 360 | 376 | 402 | 363 | 400 |
| 焼却灰資源化率 | 4.9% | 4.9% | 5.2% | 6.0% | 5.5% | 6.2% |
| 焼却灰発生率 | 13.4% | 13.7% | 13.7% | 12.9% | 12.8% | 12.3% |

焼却灰の資源化量等の推移



イ 破碎・選別施設の概要

(ア) リサイクルセンター

粗大ごみ処理施設（処理能力 30 t / 5 h）

この施設では、燃せないごみ及び大型ごみを受け入れて破碎し、磁選別・ふるい選別を行い、鉄、アルミ、可燃残さ、不燃残さに分けています。その後、鉄、アルミ、モーター類などは資源として売却するとともに、可燃残さと不燃残さについては埋立と資源化処理（*溶融処理、*焙焼処理）をしています。

びん・缶選別施設（かん類処理能力 5.4 t / 5 h びん類処理能力 10.4 t / 5 h）

この施設では、かん類及びびん類を受け入れ、かん類はアルミ缶とスチール缶に分別して資源として売却しています。びん類は手選別により、生きびん、白色びん・茶色びん・その他色びん、ガラス残さに分けています。

生きびんは資源として売却し、色選別したびんは色ごとにカレットにして、（公財）日本容器包装リサイクル協会に引き渡しています。

また、ガラス残さも資源化しています。

(イ) ペットボトル減容施設（処理能力 4.9 t / 日）

この施設では、ペットボトルを受け入れ、手選別により、異物、フタ、汚れがひどいものなどを除いて圧縮梱包し、（公財）日本容器包装リサイクル協会に引き渡しています。

ウ 最終処分施設の概要

(ア) 堀ヶ窪埋立処分場

この処分場には、清掃工場から排出される焼却灰を運び込みます。処分場の埋立地全面に遮水シートを張り、汚水などの地下浸透による地下水汚染を防止し、処分場内の汚水を処理するための浸出水処理施設を備えています。なお、運び込まれた焼却灰は県外の民間施設で処分しています。

堀ヶ窪埋立処分場

| | |
|---------|---|
| 施設名 | 小田原市堀ヶ窪埋立処分場 |
| 竣工年月 | 昭和 61 年（1986 年）3 月 |
| 埋立処分地 | 埋立面積 9,712 m ² 埋立容量 87,838m ³ 埋立工法 サンドイッチ+セル方式 埋立残余容量 21,989m ³ （平成 31 年 3 月末時点） ※平成 30 年度（2018 年度）の焼却灰発生量を全量埋め立てた場合の推定残余年数は、約 4 年 1 か月 |
| 埋立対象物 | 一般廃棄物の焼却灰 |
| 浸出水処理施設 | 処理能力 50m ³ / 日 処理方式 接触酸化+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+滅菌処理 |



堀ヶ窪埋立処分場

（イ）中村原埋立処分場

この処分場は、不燃性一般廃棄物を埋め立てる施設でしたが、平成 10 年（1998 年）2 月に埋立を終了し、廃止に向けて安定化を図っています。

中村原埋立処分場

| | |
|-------|---|
| 施設名 | 小田原市中村原埋立処分場 |
| 竣工年月 | 昭和 47 年（1972 年）7 月 |
| 埋立処分地 | 敷地面積 23,323 m ² 埋立容量 181,000m ³ |
| 埋立対象物 | 不燃性一般廃棄物 |
| 備 考 | 平成 10 年（1998 年）2 月埋立終了 |

（3）市で収集・処理できないもの

○使用済みの廃家電製品

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電 4 品目については、*家電リサイクル法により、小売業者による収集・運搬及び製造業者等による再商品化などが義務付けられ、排出者はリサイクル料金を支払うことなどがそれぞれの役割分担として定めら

れています。また、小売業者の引取義務の対象とならない廃家電については、指定引取場所へ持ち込むか、持ち込みが困難な場合は廃家電取扱一般廃棄物収集運搬業許可業者に指定引取場所への運搬を依頼することとしています。

○廃棄二輪車（オートバイ）

廃棄二輪車については、製造業者などが適正処理、再資源化に自主的に取り組んでいます。排出者は、廃棄二輪車を廃棄二輪車取扱店または指定取引場所などに持ち込むこととしています。

○適正処理困難物

廃棄物処理法では、適正処理困難物として、自動車用タイヤ、スプリングマットレスを指定していますが、本市では、廃棄物処理条例に基づき、次の38品目を適正処理困難物に指定し、市清掃工場等の施設では引き取っていません。このため、販売店または廃棄物処理業者などに適正に処理してもらうこととしています。

バッテリー、ゴムタイヤ（自動車用のものに限る）、消火器、ピアノ、オルガン、電子オルガン、排気量50ccを超えるオートバイ、ガスボンベ（充填式のものに限る）、農業用機械、うす、エレクトーン、汚泥、瓦、耐火式金庫、建設廃材、コピー機、コンクリート、サーフボード、自動車部品、シンナー、スロットマシン、石膏ボード、ソーラー温水器、断熱材、電気温水器、土管、トナー、パチンコ台、便器、ブロック、ボウリングの玉、レンガ、パソコン、溶剤・塗料、農薬・化学薬品、廃油（食用油を除く）、アスベストを含むもの、感染の恐れのある在宅医療廃棄物

7 ごみ処理に関する課題

(1) ごみの減量化・資源化への積極的な取組

ア 市民の意識

市では、ごみと資源の収集日カレンダーと分け方出し方ガイドにより分別の徹底を図るとともに、広報紙・環境情報誌*「ゴミダス」、自治会回覧、自治会等への講習会、ホームページ、ケーブルテレビ、市役所内及び市立病院のモニター広告などを通じて、市民の皆さんにごみの減量、資源化の推進に向けた取組をお願いしています。

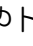
しかし、燃せるごみの排出量は減少しているものの、近年では減少傾向が鈍化していること、また、組成分析の結果からも、まだまだ分別可能な状況であることから、市民の皆さんにごみの減量や分別について、今まで以上に理解を深めていただく必要があります。

イ 情報の周知方法

市では、様々な方法を用いて、啓発活動を行っています。しかし、インターネットなどの普及により、生活の様々な場面で情報化が進展しており、新たな情報発信ツールの活用など、更なる周知啓発を行う必要があります。

ウ ごみの分別の徹底と資源化及び新たな環境問題への取組

(ア) 分別の徹底の推進

燃せるごみの中には、紙・布類やトレー類・表示のあるものなどの資源物がいまだに多く混入しています。特に、紙・布類については、すべてが資源化できるわけではありませんが、燃せるごみの約4割を占めており、更なる分別の徹底が必要となります。

(イ) 生ごみの減量

本市では、生ごみの減量の取組として、平成22年度（2010年度）より、段ボールコンポストを使った堆肥化を推進していますが、参加世帯数の増加や継続率の向上のため、さらに市民が取り組みやすい仕組みを検討する必要があります。

また、近年、持続可能な開発目標（SDGs）にも掲げられ、全国的にも重要性の認識が高まっている食品ロスの削減についても取り組む必要があります。

(ウ) 剪定枝類の資源化

燃せるごみの約2割を剪定枝類が占めていることから、資源化することで減量効果は高いものの、資源化品目を拡大することによる費用面の課題も生じます。このため、費用対効果を含め、さらに検討していく必要があります。

(エ) プラスチックごみの削減

プラスチックごみによる海洋汚染については、世界的な環境問題となっており、近年では微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックが、生態系に与える影響等について関心が高まっています。この対策に当たっては、国、県、市、市民や事業者などが一体となって取り組むことが重要です。本市も、プラスチックごみ削減に向け、レジ袋や使い捨てプラスチック製品などの使用削減、ポイ捨て・不法投棄撲滅の徹底及び清掃活動の推進に係る市民への周知啓発を進める必要があります。

(2) 事業ごみの排出基準や制度の見直し

近年、事業ごみが増加傾向にあることから、排出事業者や一般廃棄物収集運搬業許可業者に対し、ごみの排出抑制や分別の徹底について意識啓発をより一層行い、指導を強化していく必要があります。

事業者は、自己処理の原則に基づき、廃棄物を自ら処理、処分することが原則ですが、条例に基づいて一部の事業ごみ（*特定ごみ）を集積場所に排出することや、清掃工場への運搬ができることになっています。しかし、排出者責任など時代の要請に基づき、事業ごみの排出基準や制度を見直す必要があります。

また、一般廃棄物収集運搬業許可業者が清掃工場に搬入する事業ごみには、紙・布類やトレ一類・☒表示のあるものなどの資源物の混入が見られますので、ごみの分別や適正処分の徹底を図る必要があります。

(3) ごみ処理に伴う財政負担の軽減

ア 適正なごみ処理体制の整備

収集対象となるごみの量を正確に把握し、適正で安全な収集運搬、*中間処理、最終処分を行えるごみ処理体制の整備に取り組む必要があります。

イ ごみ処理手数料の適正化

ごみの収集運搬、*中間処理には多くの費用がかかっています。

また、国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年（2016年）1月 環境省告示第7号）や*3つのガイドライン（平成19年（2007年）6月公表、平成25年（2013年）3月改訂）に基づき、排出量に応じた負担の公平化や排出抑制・再生利用等を進めるために燃せるごみの有料化などを検討する必要があります。

(4) ごみのポイ捨てや不法投棄の防止

「小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例」に基づき、ごみの持ち帰り等の適正処分を求めるほか、小田原駅周辺を*環境美化促進重点地区に指定して、ごみ等のポイ捨てに対する規制を強化するなど環境美化の推進に努めていますが、完全になくならないのが現状です。

また、不法投棄防止パトロールの強化などにより、近年、山間部や河川などへの不法投棄は減少傾向にあるものの、まちなかへの不法投棄が目立ちます。

豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくため、市民・事業者などと連携を図りながら環境美化活動、不法投棄防止対策などに取り組み、きれいなまちづくりを推進する必要があります。

(5) 最終処分施設の容量確保

本市の最終処分施設・堀ヶ窪埋立処分場の残余容量は、平成31年（2019年）3月31日時点で21,989m³となっており、年間で発生する焼却灰から推計すると、残余年数は4年程度となります。そのため、*最終処分場の容量確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、焼却灰の資源化率の更なる向上を図るとともに、国が推進しているごみ処理の広域化に向けた検討が必要です。

また、東日本大震災後の放射能問題では、処理施設のある自治体からの受入拒否や処分費用の高騰などが続き、多くの自治体が排出先の確保に苦慮してきました。現在では、そうした状況が改善されつつあることから、今後は、焼却灰の資源化に対応した排出先を確保していく必要があります。

8 ごみ排出量の予測

ごみ排出量の将来予測は、トレンド法により家庭ごみと事業ごみに分けて行いました。なお、トレンド法は、環境省のごみ処理基本計画策定指針で推奨している推計法です。

家庭ごみの排出量の将来予測は、現状の施策で推移させることとして平成30年度（2018年度）の原単位を使用し、その原単位に国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（平成30年（2018年）3月）を基に算出した、小田原市の将来人口の推計値を乗じて求めました。

また、事業ごみの排出量の将来予測は、過去5年間における事業ごみの総量の増加傾向から予測を行いました。

ごみ排出量の実績及び将来予測（t/年）

| 年度 | 人口 (人) | 家庭ごみ | | 事業ごみ | | 合計 | |
|-----------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 総量 | 燃せるごみ | 総量 | 燃せるごみ | 総量 | 燃せるごみ |
| H26(2014) | 195,125 | 57,357 | 37,791 | 14,926 | 14,704 | 72,283 | 52,495 |
| H27(2015) | 194,086 | 56,212 | 36,990 | 15,066 | 14,854 | 71,278 | 51,844 |
| H28(2016) | 193,313 | 55,292 | 36,686 | 15,424 | 15,224 | 70,716 | 51,910 |
| H29(2017) | 192,407 | 53,962 | 35,777 | 15,617 | 15,427 | 69,579 | 51,204 |
| H30(2018) | 191,181 | 53,457 | 35,517 | 15,762 | 15,513 | 69,219 | 51,030 |
| R6(2024) | 182,243 | 50,953 | 33,858 | 16,139 | 15,921 | 67,092 | 49,779 |
| R11(2029) | 174,385 | 48,756 | 32,398 | 16,342 | 16,123 | 65,098 | 48,521 |

※R6（2024）は計画中間年度、R11（2029）は計画最終年度

※人口は、H27（2015）が国勢調査の確定人口、H26（2014）、H28（2016）～H30（2018）が10月1日現在の推計人口、R6（2024）、R11（2029）が国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（平成30年（2018年）3月）を基に算出した人口

9 ごみの減量化・資源化の数値目標

平成30年度（2018年度）の燃せるごみの量は51,030トンであり、前計画の基準年である平成24年度（2012年度）から2,771トン減少しましたが、前計画の目標年度である、令和元年度（2019年度）の50,167トンまで、あと863トンと更なる減量が必要な状況です。

また、資源化率については、資源ごみの多くを占める紙・布類の回収量の減少などから、平成30年度（2018年度）は24.6%であり、目標の令和元年度（2019年度）30.5%の達成は厳しい状況となっています。

今後も、更なるごみの減量化・資源化を目指すため、*循環型社会を構築するため5Rの取組を積極的に推進する中で、その成果や進捗状況を確認し、さらに効果的な事業の推進を図るため、次のとおり指標を定め目標値を設定します。

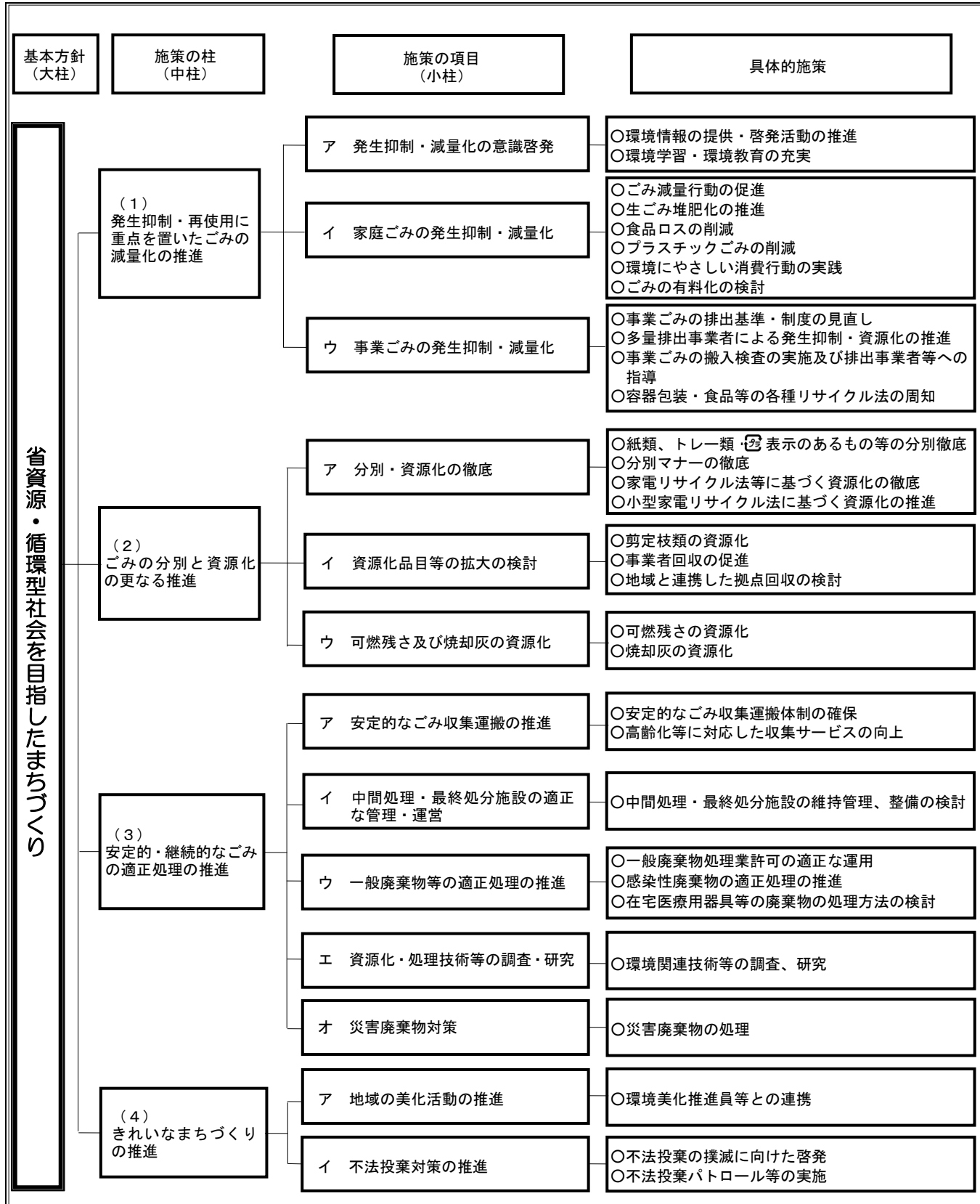
ごみの減量化・資源化の数値目標

| 指 標 | 現状値 | 目標年度 | 目 標 |
|--|-------------|------------|-------------|
| ①家庭ごみにおける 1人1日当たりの 燃せるごみ排出量 | 509 g | R6 (2024) | 484 g |
| | | R11 (2029) | 459 g |
| ②事業ごみ排出量 | 15,762 t /年 | R6 (2024) | 15,907 t /年 |
| | | R11 (2029) | 15,762 t /年 |
| ③資源化率 (ごみ排出量に占める資源化 量の割合) | 24.6% | R6 (2024) | 24.9% |
| | | R11 (2029) | 25.3% |
| ④焼却灰の資源化率 (焼却灰の量に占める焼却灰 資源化量の割合) | 6.2% | R6 (2024) | 16.1% |
| | | R11 (2029) | 26.4% |

※現状値はH30（2018）実績

10 ごみ処理の基本方針に基づく施策

「省資源・循環型社会を目指したまちづくり」を推進し、本市のごみの減量化、資源化の目標を達成するため、次の施策などに取り組みます。



(1) 発生抑制・再使用に重点を置いたごみの減量化の推進

ア 発生抑制・減量化の意識啓発

○環境情報の提供・啓発活動の推進

ごみと資源の収集日カレンダーや分け方出し方ガイドにより情報提供を行うとともに、スマートフォンやパソコンで利用できる、ごみ分別辞典「ごみサク」や収集日を確認でき、お知らせメールも届く「53cal（ゴミカレ）」の更なる周知を行い、ごみを出しやすい環境づくりを推進します。

啓発活動として、環境情報誌*「ゴミダス」や広報紙、自治会回覧、*おだわら環境メールニュース、ホームページ、ケーブルテレビ、市役所や市立病院のモニター広告、FMおだわらなどの媒体を活用し、種々の環境情報を提供します。さらに、インターネットが普及している中、SNS等の情報ツールも活用します。

また、環境イベントなどを通じて、5Rに関する意識啓発を図るとともに、地域や企業に出向いての啓発活動、事業所向けの排出抑制の周知徹底等、ごみの減量化・資源化に向けた取組にも力を入れます。

○環境学習・環境教育の充実

「きらめき出前講座」の開催、清掃工場の見学、学校との連携によるごみに関する授業の実施、インターネットなどを通じて環境教育・環境学習を推進するとともに、環境ボランティアなどの市民団体が実施する環境教育などの活動を支援します。

イ 家庭ごみの発生抑制・減量化

○ごみ減量行動の促進

自治会等の住民組織と連携を図りながら、種々の啓発活動などを実施します。また、自治会未加入者にも、ごみの分別の徹底を働きかけます。

○生ごみ堆肥化の推進

*ちゅう芥類の排出抑制策として、*段ボールコンポストを使った生ごみの堆肥化を推進しており、本市の代表的な市民協働事業として、他の自治体や団体からも注目を集めています。今後は、当初の目標である8,000世帯の登録を目指し、新規世帯増に向け、多方面での店頭説明会等を推し進めるとともに、継続して取り組んでいただけるよう、生ごみ処理するための材料（基材）の購入ルートの拡充を図ります。

また、地域での取組として、大型生ごみ処理機を活用し生ごみの堆肥化を行うなど、地域での循環の仕組みも推進し、発生抑制に努めます。

○食品ロスの削減

全国的にも重要性の認識が高まっている食品ロスの削減については、自治体間の全国的なネットワークである「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に参加し情報共有を図ります。

また、食品ロスの発生要因等を把握するための調査を実施し、本市にとって、より効率的で効果的な削減施策を展開します。

市民には、各種広報媒体の活用や講演会の開催などにより、食材等の計画的な買い物や使

いきり・食べきりの意識向上、消費期限・賞味期限に留意した食品管理等の啓発を行います。

事業者には、飲食店で小盛メニューの導入や持ち帰り用容器の提供などの協力を依頼するとともに、食べきり協力店制度などの導入について検討するなど、食品ロス削減に向け取り組んでいきます。

さらに、家庭や企業などから、安全に食べられるのに廃棄されてしまう食品を福祉施設等に提供するフードバンクやフードドライブの活動も始まっていることから、関係部局と連携し、推進していきます。

○プラスチックごみの削減

本市では、環境省のプラスチック・スマートキャンペーンに参加するとともに、県のがわプラごみゼロ宣言に賛同しています。レジ袋や使い捨てプラスチック製品などの使用削減について市民に啓発するとともに、ポイ捨てや不法投棄の撲滅を徹底し、清掃活動を推進するなど、国、県、事業者と協力しながらプラスチックごみの削減に向けた取組を進めます。

○環境にやさしい消費行動の実践

買い物の際は、「マイバッグを使用する」、「必要なものを必要な分だけ買う」、「環境にやさしい商品を選択して買う」などの行動意識を持つよう呼びかけ、環境に配慮した消費行動の促進を図ります。

○ごみの有料化の検討

ごみの分別マナーの徹底や十分なごみ減量施策を実施したうえで、なお、ごみの減量効果が見られない場合は、国の方針に基づき排出量に応じた負担の公平化や排出抑制・再生利用等の市民の意識改革を進めるため、燃せるごみの有料化などを検討する必要があります。

なお、有料化の際には、その目的をはっきり示すことが重要です。

ウ 事業ごみの発生抑制・減量化

○事業ごみの排出基準・制度の見直し

事業者に対しては、事業活動に伴い生じた廃棄物は自らの責任において適正に処理しなければならないとの法の規定に基づき、より一層の適正処理を目指し、事業ごみの排出基準や制度を見直します。また、排出基準や制度の周知徹底を図り、事業者の意識向上へつなげ、事業ごみの減量化や分別の徹底による資源化を進めます。

「特定ごみ」については、より公平なものとなるように制度及び運用方法を検討します。

○多量排出事業者による発生抑制・資源化の推進

*多量排出事業者に対して「減量化及び資源化計画書」の確実な提出を求め、必要に応じて立入調査等を実施するなど、事業者の取組状況を把握するとともに、ごみの減量化、資源化について指導します。また、発生抑制・資源化に顕著な実績を上げた多量排出事業者を公表するなど、事業者の協力を得られるような取組も検討します。

○事業ごみの搬入検査の実施及び排出事業者等への指導

事業ごみについては、排出事業者及び一般廃棄物収集運搬業許可業者に対し、適正な排出

方法について周知します。また、搬入時に展開検査を実施し、資源化可能な廃棄物や産業廃棄物の混入等について指導するとともに、必要に応じて排出事業者を訪問するなどし、分別の徹底を図ります。

○容器包装・食品等の各種リサイクル法の周知

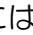
*容器包装リサイクル法では、レジ袋などの容器包装を多く用いる事業者に対し、排出の抑制の促進等の取組を求めていることから、国や県と連携を図りながら、市内事業者に対して*容器包装リサイクル法の周知を図ります。

また、*食品リサイクル法や*建設リサイクル法では、食品廃棄物や建設廃棄物のリサイクルの推進が義務付けられていますので、法律の周知を図ります。

(2) ごみの分別と資源化の更なる推進

ア 分別・資源化の徹底

○紙類、トレー類・表示のあるもの等の分別徹底

燃せるごみの中には、紙類やトレー類・表示のあるものなどの資源物がまだ多く混入しています。紙類については、古紙リサイクル事業組合と連携し、燃せるごみに含まれる紙類の分別しやすい仕組みを検討し分別の徹底による資源化を図ります。

また、自治会や*環境美化推進員などと連携しながら更なるごみの分別の徹底を図ります。

○分別マナーの徹底

燃せるごみにスプレー缶や包丁等の、危険物が混入しているケースが見受けられます。スプレー缶等は収集車の火災などを引き起こす原因となっていることから、市民や事業者に対して周知し、分別マナーの徹底を図ります。

○家電リサイクル法等に基づく資源化の徹底

家電 4 品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）については、*家電リサイクル法により小売業者による収集・運搬及び製造業者などによる再商品化が義務付けられ、排出者は、家電 4 品目を廃棄する際には、リサイクル料金を支払うことなどが、それぞれの役割分担として定められていますので、*家電リサイクル法に基づく取組の徹底を図ります。

また、パソコンについても、*資源有効利用促進法により、製造業者などによる引き取り及び再資源化が義務付けられていますので、パソコンリサイクル制度に基づく取組を徹底します。

○小型家電リサイクル法に基づく資源化の推進

市施設に設置した回収ボックスに排出されたものに加え、燃せないごみから*ピックアップした小型家電類を資源化します。集められたもののうち、ビデオデッキ等から電子基板を取り外す作業を、福祉施設と連携して行います。

回収ボックスの設置場所と回収品目を増やすとともに、福祉施設での作業内容の拡大について検討します。

イ 資源化品目等の拡大の検討

○剪定枝類の資源化

これまで、剪定枝類の資源化に向けた調査や費用の検証を行ってきましたが、その結果、相当な費用がかかることが課題となっています。しかし、燃せるごみの多くを占める剪定枝類の資源化は、ごみの減量と資源化の推進に効果があることから、費用の低減策など、実現に向け更に検討します。

なお、剪定枝類には、直接、清掃工場へ持ち込まれるものとごみ集積場所に出されるものがあります。まずは、直接搬入される剪定枝類から対策を検討し資源化を進めます。

○事業者回収の促進

スーパーなどの小売業者と連携を図りながら、店頭回収を実施する店舗や店頭回収の品目の拡大を図ります。

○地域と連携した拠点回収の検討

市民の利便性の確保の観点からも、市民、事業者と協力した有効な拠点回収の方法を検討します。

ウ 可燃残さ及び焼却灰の資源化

○可燃残さの資源化

可燃残さは、回収された不燃物を破碎処理したプラスチックを主とする残さで、*溶融処理や*焙焼処理により資源化します。

○焼却灰の資源化

焼却灰については、一部を*溶融処理や*焼成処理により資源化していますが、ほとんどを県外の民間施設で埋立処分している状況です。

東日本大震災以前においては、焼却灰の資源化率は 50%以上を確保していたことから、その水準を超えるよう段階的に資源化率の向上を目指します。また、焼却灰の資源化に対応した排出先の確保のため、情報収集等も継続して行っていきます。

(3) 安定的・継続的なごみの適正処理の推進

ア 安定的なごみ収集運搬の推進

○安定的なごみ収集運搬体制の確保

ごみの収集・運搬については、生活環境の保全と公衆衛生の向上という廃棄物処理法の趣旨に基づき、確実に安定的かつ継続的に処理する運搬体制を確保します。

○高齢化等に対応した収集サービスの向上

ごみの運び出しが困難な世帯（高齢者や障がいのある方の世帯など）を対象に、紙・布類の戸別収集を行っていますが、今後は、対象とする品目の拡大など、高齢化等に対応した収集サービスの向上についても検討します。また、戸別収集にあわせて、訪問時に安否確認を行うなど、安心して暮らせる環境づくりを支援できるような取組も検討します。

イ 中間処理・最終処分施設の適正な管理・運営

○中間処理・最終処分施設の維持管理・整備の検討

ごみ焼却施設、リサイクル施設及び*最終処分場については、安全に機能するよう、定期的な修繕や整備を行います。特に、ごみ焼却施設は、竣工が昭和54年度（1979年度）と古く、大規模な修繕も視野に入れた整備計画を検討します。

堀ヶ窪埋立処分場については、ごみの減量化による施設の延命化を図るとともに、中村原埋立処分場については適正閉鎖に向けて管理を行います。

ウ 一般廃棄物等の適正処理の推進

○一般廃棄物処理業許可の適正な運用

一般廃棄物処理業の許可業者に対しては、廃棄物処理法の規定に基づく適正な許可のもと、搬入検査や立入調査を実施し、処理業務の指導を行います。

○感染性廃棄物の適正処理の推進

感染性廃棄物については、小田原医師会、廃棄物収集運搬業許可業者、本市の3者により医療系廃棄物の処理に関する基本的事項について協定を締結しています。今後も、小田原医師会などを通じて、医療機関に感染性廃棄物の適正処理を働きかけていきます。

○在宅医療用器具等の廃棄物の処理方法の検討

増加傾向にある在宅医療用器具等の廃棄物に関しては、注射針等の鋭利なものは医療機関での回収協力を求めていくほか、その他のものについては、市民の利便性等を考慮しつつ、小田原医師会などにも協力を求めながら処理方法を検討していきます。

エ 資源化・処理技術等の調査・研究

○環境関連技術等の調査・研究

現在、ごみの処理・処分、リサイクル、環境保全技術など、新たな技術開発が進められています。また、製品メーカーなどでは、リユースやリサイクルしやすい製品の開発なども進められています。

将来的なごみの処理・処分のあり方を検討するため、リサイクル技術や処理技術などに関する調査・情報収集を継続的に行います。

オ 災害廃棄物対策

○災害廃棄物の処理

地震のみならず、近年、大規模風水害により発生する災害廃棄物の処理が大きな課題となっていることから、仮置場の確保や初動体制など平時から検討していく必要があります。

また、発災時には「小田原市災害廃棄物等処理計画」に基づき災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を推進し、必要に応じて国、県、県内自治体及び協定を締結している民間事業者等に協力を求め、円滑な処理体制を構築します。

(4) きれいなまちづくりの推進

ア 地域の美化活動の推進

○環境美化推進員等との連携

市民のうちから市長が選任した*環境美化推進員をはじめ、市民、事業者、ボランティア団体などと連携して主体的な美化活動を推進し、きれいなまちづくりを推進します。

活動への理解を深めるため、*環境美化推進員を対象に研修会を開催し、地域と連携して環境美化活動の指導、ごみの集積場所の管理に係る活動等を行います。

また、地域の環境美化の推進に貢献のあった個人、団体等を対象に表彰を行います。

イ 不法投棄対策の推進

○不法投棄の撲滅に向けた啓発

不法投棄は、環境へ悪影響を及ぼすことは言うまでもなく、法令においても、その行為は重大な犯罪として厳しく罰せられることから、警察、県等とともに不法投棄の撲滅に向けて啓発に取り組みます。

○不法投棄パトロール等の実施

住民組織や警察、県との連携を強化し、パトロールを実施するとともに、土地所有者等と協力しながら、早期発見、早期撤去に努めます。

さらに、新たな不法投棄を招かないため、看板の貸出しなど、土地所有者等に対し、日頃からの管理の徹底について働きかけ、不法投棄の防止に努めます。

1 1 ごみ処理広域化との関係

神奈川県では、ごみの減量化・資源化の推進による*循環型社会の構築及びごみの適正処理による環境負荷の軽減を目的として、平成10年（1998年）3月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」（以下、「県広域化計画」という。）を策定しました。

小田原市は、県広域化計画の中で県西ブロックに位置づけられています。小田原市・足柄下地区（箱根町・真鶴町・湯河原町）では、ごみ処理広域化実施計画を策定するため、平成15年度（2003年度）、平成16年度（2004年度）の2か年を要し、ごみ処理の現状と課題、広域化の基本方針等、ごみ処理広域化に向けての基礎調査を実施しました。

その結果、小田原市・足柄下地区として、ごみ処理広域化の実現に向けて計画を進めることが望ましいと判断し、平成18年度（2006年度）に小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会を設置して、ごみ処理広域化の実現に向けたさまざまな面からの検討をしています。平成21年（2009年）6月には、それまでの検討報告として、ごみ処理広域化を進めていくうえでの考え方や1施設集約に向けた取組などを示した「ごみ処理広域化の考え方」が公表されました。

しかし、時間を必要とする課題が多くあることから、同協議会では、平成25年（2013年）11月に「ごみ処理広域化の検討状況」を公表し、当面は、広域化（施設の集約化）を見据えながら、老朽化している現在の施設の基幹的設備の改良も含め、小田原市と足柄下郡の2つの系統でごみ処理体制を組み立てていくこととしました。

「ごみ処理広域化の検討状況」の公表後、引き続き、ごみ処理広域化に対しさまざまな面から検討を重ねており、小田原市では、焼却施設の基幹的設備改良工事を平成28年度（2016年度）から進め、令和元年度（2019年度）に完了し、焼却施設の延命化を図っています。一方、足柄下地区では、平成26年度（2014年度）から進めていた湯河原町真鶴町衛生組合の最終処分場再生工事が平成30年度（2018年度）に完了し、地域内の埋立容量の確保を図りました。

また、足柄下郡系統においては、箱根町と湯河原町真鶴町衛生組合がそれぞれ管理する焼却施設の統合を優先して検討しています。

そのほか、1市3町でのごみ処理広域化を図るうえで必要となる、ごみの分け方や出し方の統一に向け調整していきます。

第3章 生活排水処理計画

1 生活排水処理の基本方針

(1) 基本方針

健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、生活排水を適正に処理することは、本市にとって重要な課題です。本計画における生活排水処理は、地域住民の理解と協力のもとに、公共下水道による処理を基本とし、より快適で豊かな水環境を創出するよう努めることとします。

生活排水処理については、神奈川県生活排水処理施設整備構想に基づき、下水道事業計画区域内は公共下水道による処理を目指すとともに、事業計画区域外の地域については、個別処理として*合併処理浄化槽の普及を進めます。

(2) 基本方針の実現に向けた具体的事項

ア 生活排水の適正処理

公共下水道の事業計画区域内の整備完了に向けて事業を推進します。また、事業計画区域外の生活排水については、効率的な処理方法の検討や*合併処理浄化槽の普及促進に努めます。さらに、水質保全の向上及び処理施設の負荷軽減に向けた生活雑排水の排出抑制などの意識啓発を図ります。

イ 公共下水道接続率の向上

公共下水道による処理の普及促進を図るため、助成制度や積極的な啓発活動などに取り組みます。

ウ 合併処理浄化槽の普及促進

下水道事業計画区域外では、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から*合併処理浄化槽への転換を図るため、助成制度や積極的な啓発活動などに取り組みます。

エ 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽の維持管理の不徹底による水質汚濁を防止するため、関係機関と協議しながら、浄化槽の適正な維持管理の啓発、指導に努めます。

オ し尿・浄化槽汚泥の収集及び適切な処理

し尿・浄化槽汚泥については、収集の安定化を図るとともに、扇町クリーンセンターに搬入し、希釈して公共下水道に排出しますが、公共下水道の普及によるし尿及び浄化槽汚泥の推計量を踏まえ、適切な処理を行います。

カ 効率的な処理体制の確立

限られた財源の効果的な活用を図る観点から、公共下水道施設の維持管理を含め、生活排水処理に伴う処理コストをさまざまな角度から分析するとともに、費用対効果を踏まえた効率的な処理体制の確立に努めます。

2 市民、事業者、行政の協働と役割

健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図ることを実現させるためには、市民、事業者、行政が本計画の趣旨を十分理解し、一体となって取り組むことが必要です。主体的な取組と協働のもとで、次に示すそれぞれの役割を果たしていくことが重要です。

市民及び事業者の役割

- 公共下水道へ積極的に接続する。
- くみ取り便槽や単独処理浄化槽から*合併処理浄化槽への転換に努める。
- 浄化槽の適正な維持管理を徹底する。
- 生活雑排水の排出を抑制するとともに適正な排出に努める。

行政の役割

- 公共下水道整備事業を推進し、維持管理を図る。
 - ・公共下水道の事業区域内の整備完了に向けて事業を推進し、維持管理を図る。
- くみ取り便槽や単独処理浄化槽から*合併処理浄化槽への転換を促進する。
 - ・助成制度や積極的な啓発活動などに取り組むことにより、*合併処理浄化槽への転換を推進する。
- 安定的かつ継続的な収集運搬体制を確保する。
 - ・市民の生活環境を守るため、安定的かつ継続的な収集運搬体制を確保する。
- 適正な中間処理施設の維持管理を図る。
 - ・市民の生活環境を守るため、施設の長寿命化を踏まえた維持管理を推進する。
- 生活排水処理に係る普及啓発活動を実施する。
 - ・身近な生活排水対策について広報媒体を通じ紹介することにより普及啓発活動を行う。

3 水環境・生活排水処理等の現状

(1) 水環境の現状

公共用水域の汚濁の原因としては、工場などから出る工場排水と一般家庭から出る生活排水があげられますが、現在、その70%が生活排水に起因すると言われています。

また、本市では水環境の現状を把握するため、毎年度、定期的に河川の水質検査等を実施していますが、公共下水道等の整備に伴い、市内主要河川の*BOD（生物化学的酸素要求量）は*環境基準を達成しています。

市内の主な河川のBODと*公共下水道接続率の推移（BODの単位=mg/l）

| 河川名 | 測定地点 | 基準値 | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) |
|--------------|----------|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 森戸川 | 親木橋 | 5以下 | 1.8 | 1.9 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.6 |
| 酒匂川(甲) | 飯泉取水堰(上) | 2以下 | 1.2 | 1.1 | 0.8 | 1.0 | 0.9 | 0.9 |
| 酒匂川(乙) | 酒匂橋 | 3以下 | 1.2 | 1.2 | 1.1 | 1.2 | 1.0 | 1.0 |
| 山王川 | 山王橋 | 3以下 | 1.2 | 1.0 | 1.1 | 1.4 | 1.1 | 1.0 |
| 早川 | 早川橋 | 2以下 | 0.9 | 1.0 | 1.0 | 1.1 | 0.8 | 1.1 |
| 公共下水道接続率 (%) | | | 92.5 | 92.9 | 93.1 | 93.3 | 93.3 | 93.6 |

*公共下水道接続率=下水道接続戸数÷下水道処理区域内戸数

(2) 生活排水処理の現状

本市の生活排水処理は、*農業集落排水処理施設による処理は存在せず、公共下水道と*合併処理浄化槽による処理を中心に実施していますが、一部の地区では単独処理浄化槽やくみ取り便槽による処理も残っています。

なお、*合併処理浄化槽は、トイレからの汚水をはじめ、台所や風呂からの排水などを処理して河川に放流していますが、単独処理浄化槽やくみ取り便槽の場合は、台所や風呂からの雑排水は未処理のまま河川に放流されるため、公共用水域の水質汚濁の一因になっています。

平成30年度（2018年度）末の生活排水処理の現状

| 処理方法 | 世帯数 | 処理方法 | 世帯数 |
|---------|-------------|---------|------------|
| 公共下水道 | 約 67,900 世帯 | 合併処理浄化槽 | 約 4,400 世帯 |
| 単独処理浄化槽 | 約 14,200 世帯 | くみ取り便槽 | 約 1,000 世帯 |

(3) し尿及び浄化槽汚泥の現状

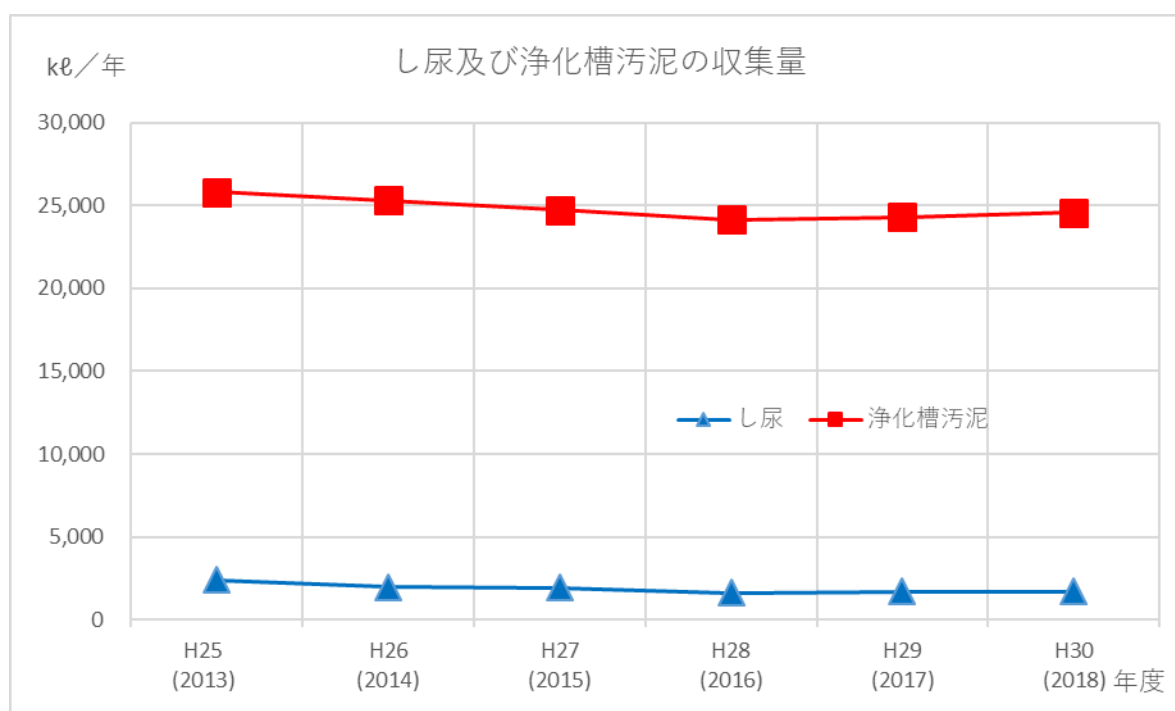
ア 収集運搬の概要

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は業者に委託しています。

し尿及び浄化槽汚泥の収集量の推移（単位：kl／年）

| 年 度 | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) |
|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| し 尿 | 2,420 | 1,999 | 1,945 | 1,632 | 1,725 | 1,714 |
| 浄化槽汚泥 | 25,802 | 25,303 | 24,729 | 24,146 | 24,315 | 24,583 |
| 合 計 | 28,222 | 27,302 | 26,674 | 25,778 | 26,040 | 26,297 |

し尿及び浄化槽汚泥の収集量



イ 処理の概要

し尿希釈処理施設である扇町クリーンセンターに搬入されたし尿等は、中に含まれているごみ等（きょう雑物）を除去した後、地下水で20倍に希釈し、公共下水道に排出しています。

なお、扇町クリーンセンターで処理した後に残ったきょう雑物は、清掃工場で焼却し、焼却残さの一部は資源化しています。

し尿希釈処理施設の概要

| | |
|------|--------------------|
| 施設名 | 小田原市扇町クリーンセンター |
| 竣工年月 | 平成2年（1990年）3月 |
| 処理方式 | 前処理＋希釈方式（し尿希釈放流方式） |
| 希釈倍率 | 20倍 |
| 処理能力 | 収集し尿：200kl／日 |

きょう雑物の推移

| 年 度 | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) |
|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| きょう雑物(t/年) | 42 | 50 | 37 | 35 | 32 | 26 |

(4) 下水道処理施設の現状

小田原市の下水道は神奈川県が管理する酒匂川左岸処理区の酒匂水再生センターと右岸処理区の扇町水再生センターの2か所で処理を行っています。

処理区の面積と処理場の処理能力（平成31年（2019年）4月現在）

| 処理区名 | 全体計画面積 (ha) | 事業計画面積 (ha) | 処理能力 (m ³ /日) |
|-------|-------------|-------------|--------------------------|
| 左岸処理区 | 2,367 | 2,204 | 144,000 |
| 右岸処理区 | 564 | 564 | 84,700 |
| 合計 | 2,931 | 2,768 | 228,700 |

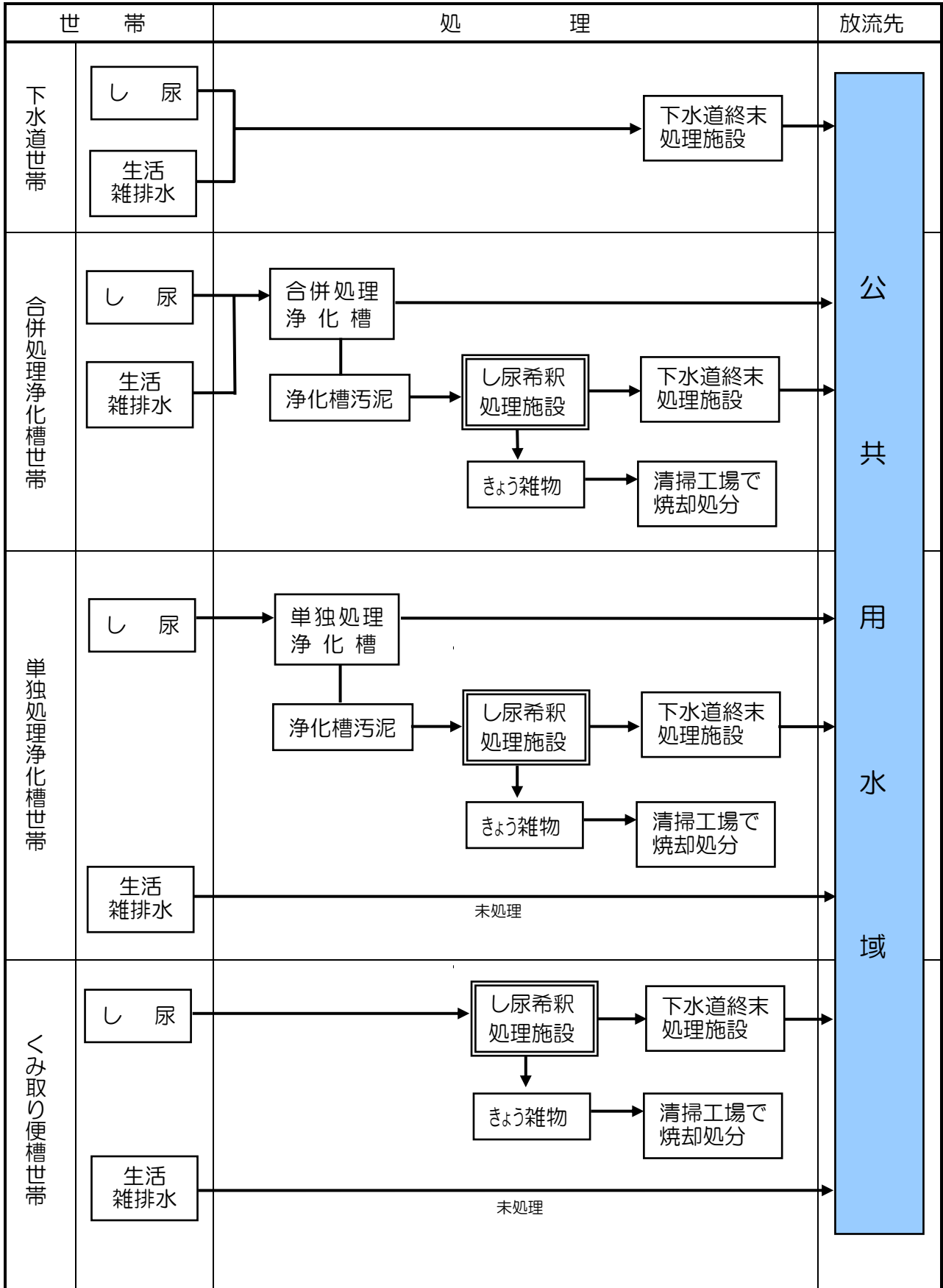
公共下水道人口普及率の推移

| 年 度 | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) |
|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 公共下水道人口普及率 | 82.0% | 82.3% | 82.5% | 82.6% | 82.7% | 82.8% |

※公共下水道人口普及率(%)＝処理区域内人口÷行政人口

生活排水及びし尿・浄化槽汚泥の処理フロー

小田原市における生活排水及びし尿・浄化槽汚泥の処理フローを次のとおり示します。



4 生活排水処理に関する課題

(1) 公共下水道整備の推進

生活排水処理は、これまで公共下水道の污水管整備により行われ、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全に大きく貢献してきており、今後も、整備完了に向けて公共下水道の普及を推進することが必要です。

(2) 公共下水道接続率の向上

下水道処理区域内戸数の接続率は、平成30年度（2018年度）末で、93.6%となっていますが、更なる接続率の向上を図るため、助成制度や積極的な普及啓発などを行うことが必要です。

(3) 未処理の生活排水

生活排水の未処理放流により生活環境への水質悪化が懸念されるため、くみ取り便槽や単独処理浄化槽を設置している世帯については、*合併処理浄化槽への転換などが必要です。

しかし、単独処理浄化槽の設置者にとっては、トイレの水洗化という利便性は達せられているため、経費面、設備設置等の負担などから、*合併処理浄化槽への転換が進まない原因となっています。

(4) 浄化槽の維持管理

*合併処理浄化槽の処理機能を最大限に発揮させるため、浄化槽法に基づく法定検査のほか、浄化槽内部及び附属機器類の作動状況、放流水の水質等を調べる定期的な保守点検や汚泥等のくみ取りなど清掃を行うことが必要です。

(5) し尿・浄化槽汚泥の安定的な処理体制の検討、整備

市民から排出されるし尿・浄化槽汚泥は、し尿希釈放流施設である扇町クリーンセンターから公共下水道に排出していますが、今後、し尿及び浄化槽汚泥の量は年々減少することが見込まれるため、収集運搬も含めた総合的な処理体制の検討、整備を進めていく必要があります。

(6) 処理に伴う財政負担の軽減

生活排水処理に伴う財政負担を軽減するため、相関する部分の無駄をなくすなど、それぞれの担当部署間で今まで以上に検討、協議が必要です。

5 生活排水処理別人口の将来予測・生活排水処理率の数値目標

将来予測については、平成8年度（1996年度）に策定し、平成30年度（2018年度）に改訂を行った「神奈川県生活排水処理施設整備構想」に基づき、*生活排水処理率100%を目指します。数値目標等については、平成30年度（2018年度）の改訂時に算定した数値を用います。

生活排水処理別人口の実績及び将来予測（人）

| 年 度 | H28 (2016) | R7 (2025) | R12 (2030) |
|---------|---------------|--------------|---------------|
| 下 水 道 | 159,817 | 157,800 | 156,600 |
| 合併処理浄化槽 | 9,667 | 15,500 | 21,000 |
| 未 整 備 | 23,930 | 10,400 | 0 |
| 合 計 | 193,414 | 183,700 | 177,600 |

※H28（2016）の人口は、平成29年（2017年）3月31日現在の住民基本台帳人口、R7（2025）、R12（2030）の人口は、第5次小田原市総合計画後期基本計画における将来推計人口

*生活排水処理率の数値目標

| 年 度 | H28 (2016) | R7 (2025) | R12 (2030) |
|---------|---------------|--------------|---------------|
| 生活排水処理率 | 87.6% | 94.3% | 100.0% |

※生活排水処理率（%）＝（合併処理浄化槽人口＋下水道処理区域内人口）÷行政人口

※将来予測及び数値目標は、「神奈川県生活排水処理施設整備構想」に基づいていることから、年次の設定は本計画の計画期間と一致していません。

6 生活排水処理の基本方針に基づく施策

(1) 生活排水処理施設整備の推進

現在、生活雑排水の未処理放流を行っているくみ取り便槽世帯及び単独処理浄化槽世帯については、河川環境の保全のため、下水道整備済区域では公共下水道への切り替えを推進し、未整備区域、下水道事業計画区域外では*合併処理浄化槽への転換を推進します。

(2) し尿・浄化槽汚泥の安定的な収集・運搬

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬については、生活環境の保全と公衆衛生の向上という廃棄物処理法の趣旨に基づき、確実に安定的かつ継続的な収集運搬体制を確保するとともに、今後の公共下水道への移行に伴い、収集量の減少が見込まれる中で、収集量の変動に応じた安定的な運用を図るものとします。

(3) し尿・浄化槽汚泥の効率的な中間処理方法の検討

し尿希釈放流施設である扇町クリーンセンターにおいて、市民の生活環境を守るため、施設の長寿命化を図りながら、し尿及び浄化槽汚泥の公共下水道への排出を継続していくとともに、将来的には公共下水道の普及によるし尿及び浄化槽汚泥の処理量の減少を踏まえ、より効率的に処理をしていきます。

(4) 広報、啓発活動の推進

環境情報誌*「ゴミダス」や広報紙をはじめ、*おだわら環境メールニュース、ケーブルテレビ、FMおだわらなどの媒体を活用し、公共下水道への接続、*合併処理浄化槽の設置、適切な維持管理に関する意識啓発を図り、公共用水域の水質の向上を図ります。

また、生活雑排水の排出抑制として、台所では、流しに水切り袋をかぶせた三角コーナーなどを設け、調理くずや食べ残しを流さないようにすることや、油類を流さないなど廃食用油の分別の徹底を啓発します。

さらに、風呂の残り湯の再利用や洗濯洗剤の適量使用について啓発を図ります。

(5) 水質汚濁状況の把握

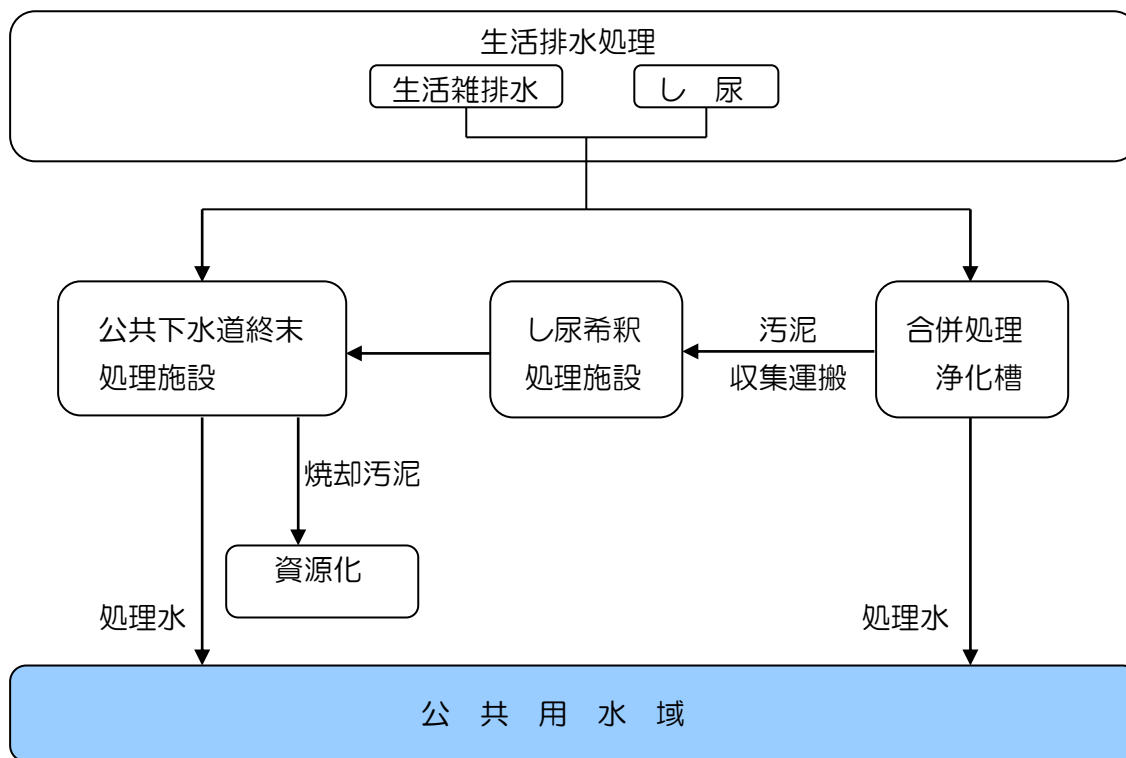
水環境の現状を把握するため、引き続き河川の水質調査及びパトロールを実施し、水質汚濁状況の監視を行います。

(6) 市民への情報提供

本計画で予測している生活排水処理率を、年度ごとにホームページ等を通じて市民に公表するとともに、その結果の示す方向性を分析し、次年度以降の施策に反映させます。

7 生活排水処理システムのフロー

すべての生活排水を公共下水道と*合併処理浄化槽により処理することを目指します。



第4章 一般廃棄物処理基本計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

省資源・循環型社会を目指したまちづくりを推進するためには、市民、事業者、団体、市、国、県などが、ごみの減量化・資源化に関する役割を認識し、相互のパートナーシップを強める体制を確立する必要があります。

(1) 市民、事業者、市などの連携

市民、事業者、市などは、廃棄物問題を自らの問題として認識し、相互に協力してごみの減量化、資源化に積極的に取り組む必要があります。

そのため、市民、事業者、市が積極的に意見交換を行い、連携体制を確立するとともに、*清掃指導員を中心に市民などと連携を図りながらごみの減量化、資源化を推進します。

(2) 行政における推進体制の整備

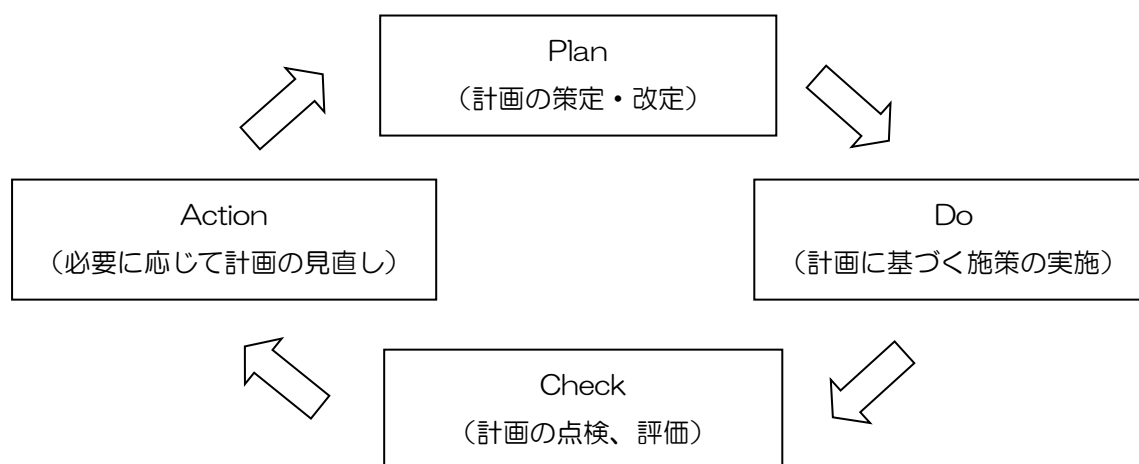
小田原市環境基本計画推進本部（本部会議及び推進部会会議）を中心に庁内の合意形成、連携を図りながらごみの減量化、資源化を推進します。

また、県西地域廃棄物対策推進協議会と連携を図りながら、環境美化、不法投棄対策を推進します。

2 計画の進行管理

環境基本計画推進本部会議事務局（環境政策課）を中心に、環境基本計画の進行管理を行います。あわせて一般廃棄物処理基本計画に掲げた取組について、PDCAサイクルにより、継続的に点検、評価、見直しを行います。

また、環境基本計画の年次報告書に一般廃棄物処理基本計画の実施状況なども盛り込み、市民意見の募集を行い、進行管理に市民、事業者の視点を取り入れます。



(1) 一般廃棄物処理実施計画の策定

廃棄物処理法施行規則第1条の3に基づき、毎年度、本計画を実施するために必要な事業について「一般廃棄物処理実施計画」を策定します。

また、実施計画の策定にあたっては、前年度の実績の把握と評価を行います。

(2) 年次報告による公表

小田原市では、ホームページ等を通じて小田原の情報を発信していますが、環境基本計画の実施状況をまとめた年次報告書に、ごみの排出量、資源化率、生活排水処理率、ごみの減量施策なども盛り込み、公表していきます。

(3) 計画の点検・評価と見直し

ごみの排出量や資源化率をはじめ、ごみの減量施策の取組などを環境審議会に報告し、一般廃棄物処理基本計画の点検・評価を行い、令和6年度(2024年度)を中間目標年度とし、見直しを行います。また、社会経済状況や市民意識の変化により、必要に応じて計画の点検・評価と見直しも検討します。

また、環境審議会からの提案や市民意見などを計画の見直しに反映させていきます。

参考資料及び用語解説

1 一般廃棄物処理基本計画策定の主な経過

- | | |
|---|------------------|
| (1) 本市のごみ処理の現状と課題について報告 | 平成30年11月 |
| ○環境審議会（H30.11.14）でごみ処理の現状と課題について報告。 | |
| (2) 環境審議会に諮問 | 平成31年 3月 |
| ○環境審議会（H31.3.20）に一般廃棄物処理基本計画の策定について諮問。 | |
| (3) 一般廃棄物処理基本計画検討部会の設置 | 平成31年 3月 |
| ○環境審議会（H31.3.20）で一般廃棄物処理基本計画検討部会の設置について審議。 | |
| (4) 第1回一般廃棄物処理基本計画検討部会 | 令和元年 5月 |
| ○第1回検討部会（R1.5.31）で、一般廃棄物処理基本計画（目的、位置づけ、期間）及びごみ処理計画（ごみの排出状況、資源化状況、処理状況等）について検討。 | |
| (5) 第2回一般廃棄物処理基本計画検討部会 | 令和元年 7月 |
| ○第2回検討部会（R1.7.19）で、ごみ処理計画（ごみ処理に関する課題及び基本方針、市民・事業者・行政の協働と役割等）について検討。 | |
| (6) 環境審議会 検討部会の検討状況確認 | 令和元年 8月 |
| ○環境審議会（R1.8.27）で一般廃棄物処理基本計画検討部会より検討状況を報告。 | |
| (7) 第3回一般廃棄物処理基本計画検討部会 | 令和元年 8月 |
| ○第3回検討部会（R1.8.28）で、「ごみ処理計画」（ごみ排出量の予測、減量化・資源化の数値目標、基本方針に基づく施策、ごみ処理広域化との関係等）について検討。 | |
| (8) 第4回一般廃棄物処理基本計画検討部会 | 令和元年 10月 |
| ○第4回検討部会（R1.10.23）で、「生活排水処理計画」等について検討。 一般廃棄物処理基本計画（部会素案）のとりまとめ。 | |
| (9) 環境審議会 検討部会から検討結果の報告及び審議 | 令和元年 11月 |
| ○環境審議会（R1.11.21）で一般廃棄物処理基本計画検討部会より検討結果を報告及び内容について審議。 | |
| (10) 一般廃棄物処理基本計画（案）を議会総務常任委員会へ報告 | 令和元年 12月 |
| ○計画（素案）を総務常任委員会で報告。 | |
| (11) パブリックコメントの実施 | 令和元年 12月～令和2年 1月 |
| ○パブリックコメント実施。（R1.12.13～R2.1.14） | |

(12) 環境審議会 答申案の審議

令和2年 3月

○環境審議会（R2.3.24）で一般廃棄物処理基本計画の策定に係る答申案の審議。

(13) 環境審議会からの答申

令和2年 3月

○環境審議会長から小田原市長に答申を提出。（R2.3.27）

(14) 一般廃棄物処理基本計画の策定

令和2年 3月

○一般廃棄物処理基本計画を策定。

2 環境審議会における審議経過と委員名簿

(1) 環境審議会における審議経過

| 開催日 | 審議内容等 |
|-------------|--|
| 平成30年11月14日 | ・本市のごみ処理の現状と課題を報告 |
| 平成31年 3月20日 | ・一般廃棄物処理環境基本計画の策定について諮問 ・一般廃棄物処理基本計画検討部会の設置について審議 |
| 令和元年 8月27日 | ・一般廃棄物処理基本計画検討部会より検討状況報告 |
| 令和元年 11月21日 | ・一般廃棄物処理基本計画の策定に係る部会案について審議 |
| 令和2年 3月24日 | ・一般廃棄物処理基本計画の策定に係る答申案について審議 |
| 令和2年 3月27日 | ・一般廃棄物処理基本計画の策定について小田原市長に答申 |

(2) 環境審議会一般廃棄物処理基本計画検討部会検討経過

| 開催日 | 検討内容等 |
|-------------|---|
| 令和元年 5月31日 | ・検討スケジュール、一般廃棄物処理基本計画の概要、ごみ処理計画のごみの排出状況、資源化状況などについて検討 |
| 令和元年 7月19日 | ・ごみ処理計画のごみ処理の課題、基本方針などについて検討 |
| 令和元年 8月28日 | ・ごみ処理計画の排出量の予測、数値目標などについて検討 |
| 令和元年 10月23日 | ・生活排水処理計画、推進体制などについて検討 |

(3) 小田原市環境審議会委員名簿

(敬称略)

| 氏 名 | 役 職 |
|---------|-------------------------|
| 田 中 充 | 会長（法政大学 社会学部教授） |
| 駿 河 寛 | 副会長（小田原市自治会総連合 環境福祉部会長） |
| 奥 真 美 | 首都大学東京 都市環境学部教授 |
| 杉 山 涼 子 | 岐阜女子大学 特任教授 |
| 増 原 直 樹 | 総合地球環境学研究所 研究部 上級研究員 |
| 下 田 成 一 | 市民公募 |
| 田 中 宏 明 | 市民公募 |
| 畠 山 義 彦 | 市民公募 |
| 小 川 勝 久 | 小田原箱根商工会議所 議員 |
| 篠 本 幸 彦 | 酒匂川漁業協同組合 代表理事組合長 |
| 鈴 木 一 成 | 関東地方環境事務所 環境対策課長 |
| 人 見 孝 | 神奈川県県西地域県政総合センター 環境部長 |

注) 委員の役職は令和2年3月現在のものです。

(4) 環境審議会一般廃棄物処理基本計画検討部会員名簿

| 氏 名 | 役 職 |
|---------|--------------------------|
| 杉 山 涼 子 | 部会長（岐阜女子大学 特任教授） |
| 駿 河 寛 | 部会委員（小田原市自治会総連合 環境福祉部会長） |
| 小 川 勝 久 | 部会委員（小田原箱根商工会議所 議員） |

(5) 小田原市環境審議会への諮問

環 政 第 145 号
平成 31 年 3 月 20 日

小田原市環境審議会
会 長 田 中 充 様

小田原市長 加藤 憲一

小田原市一般廃棄物処理基本計画の策定について（諮問）
小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例（平成 6 年 9 月 30 日小田原市条例第 17 号）第 9 条第 2 項第 2 号の規定に基づき次のとおり諮問いたします。

（諮問事項）

（第 4 次）小田原市一般廃棄物処理基本計画は、いかにあるべきか。

（諮問理由）

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項の規定に基づく長期的視点に立った一般廃棄物処理の基本方針となる計画です。

平成 25 年度に策定した、（第 3 次）小田原市一般廃棄物処理基本計画では、「省資源・循環型社会を目指したまちづくりの推進」と「市民・来訪者、事業者、行政の協働と役割分担」という基本方針が示され、その目標達成に向け取り組んでいます。

平成 31 年度をもって 6 年間の計画期間が終了することから、この間の社会経済情勢の変化に対応した（第 4 次）小田原市一般廃棄物処理基本計画を策定し、更なるごみの減量化と資源化の推進を図るため、諮問するものです。

(6) 小田原市環境審議会からの答申

環 審 第 4 号
令和 2 年 3 月 27 日

小田原市長 加藤 憲一 様

小田原市環境審議会
会 長 田 中 充

小田原市一般廃棄物処理基本計画の策定について（答申）
平成 31 年 3 月 20 日付け環政第 145 号により当審議会に諮問された標記事項について、慎重に審議した結果、別添のとおり結論を得たので、答申する。

1 計画策定に当たっての基本的な考え方

計画の策定に当たっては、次の事項を基本的な考え方とすること。

- (1) 循環型社会を構築するためには、ごみを発生させない対策が重要であることから、廃棄物の発生抑制に重点を置いたごみ減量化の推進を図ること。
- (2) 紙類等の分別を一層徹底するとともに、剪定枝類等の資源化品目の拡大や焼却灰の資源化率の向上を図るなど、資源化の徹底に努めること。
- (3) ごみ処理施策の実施状況や人口減少、少子・高齢化、ライフスタイルの多様化などの社会経済情勢の変化等を踏まえながら、食品ロスやプラスチックごみの削減などの新たな課題に対応した計画とすること。
- (4) ごみの収集運搬、中間処理、最終処分に至るまで、全ての段階で廃棄物処理に伴う環境負荷の低減を図るとともに、安定的かつ継続的な廃棄物の適正処理を推進すること。
- (5) 生活排水処理については、神奈川県生活排水処理施設整備構想に基づき、下水道事業計画区域内では、公共下水道処理の普及拡大を目指すとともに、事業計画区域外の地域では、合併処理浄化槽の普及を推進すること。

2 計画推進に当たっての留意事項


一般廃棄物処理基本計画に位置付けられた各施策は、市・市民・事業者の連携と協働のもと、それぞれが役割を果たしていくことにより着実に推進されるよう努めること。


以上を踏まえ、小田原市一般廃棄物処理基本計画の策定を行うとともに、計画を実効あるものとするため、施策の実施に際して市の積極的かつ真摯な取組を期待する。

3 ごみ処理データ等

(1) 年度別ごみ排出量

(単位 トン)

| 年 度 | | H19 (2007) | H20 (2008) | H21 (2009) | H22 (2010) | H23 (2011) | H24 (2012) |
|-----|---|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 可燃 | 燃せるごみ | 57,408 (△1.3%) | 55,561 (△3.2%) | 54,109 (△2.6%) | 53,721 (△0.7%) | 54,134 (0.8%) | 53,801 (△0.6%) |
| 不燃 | 燃せないごみ | 3,999 (△3.5%) | 3,843 (△3.9%) | 3,836 (△0.2%) | 3,955 (3.1%) | 4,022 (1.7%) | 3,972 (△1.2%) |
| | 大型ごみ | 312 (△4.9%) | 308 (△1.3%) | 302 (△1.9%) | 315 (4.3%) | 327 (3.8%) | 344 (5.2%) |
| 資源 | ペットボトル | 704 (△1.7%) | 683 (△3.0%) | 692 (1.3%) | 737 (6.5%) | 746 (1.2%) | 734 (△1.6%) |
| | トレー類・  表示のあるもの | 1,678 (△1.7%) | 1,673 (△0.3%) | 1,750 (4.6%) | 1,773 (1.3%) | 1,791 (1.0%) | 1,782 (△0.5%) |
| | 紙・布類 | 14,704 (△2.6%) | 13,895 (△5.5%) | 13,026 (△6.3%) | 12,871 (△1.2%) | 12,678 (△1.5%) | 12,200 (△3.8%) |
| | 缶 類 | 723 (△5.0%) | 690 (△4.6%) | 708 (2.6%) | 708 (0.0%) | 686 (△3.1%) | 658 (△4.1%) |
| | びん類 | 1,606 (△1.5%) | 1,488 (△7.3%) | 1,456 (△2.2%) | 1,443 (△0.9%) | 1,448 (0.3%) | 1,455 (0.5%) |
| 排出量 | | 81,134 (△1.7%) | 78,142 (△3.7%) | 75,878 (△2.9%) | 75,523 (△0.5%) | 75,832 (0.4%) | 74,946 (△1.2%) |

| 年 度 | | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) |
|-----|---|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 可燃 | 燃せるごみ | 53,260 (△1.0%) | 52,495 (△1.4%) | 51,844 (△1.2%) | 51,910 (0.1%) | 51,204 (△1.4%) | 51,030 (△0.3%) |
| 不燃 | 燃せないごみ | 3,885 (△2.2%) | 3,673 (△5.5%) | 3,631 (△1.1%) | 3,496 (△3.7%) | 3,546 (1.4%) | 3,712 (4.7%) |
| | 大型ごみ | 334 (△2.9%) | 309 (△7.5%) | 314 (1.6%) | 352 (12.1%) | 331 (△6.0%) | 347 (4.8%) |
| 資源 | ペットボトル | 741 (1.0%) | 707 (△4.6%) | 698 (△1.3%) | 670 (△4.0%) | 687 (2.5%) | 724 (5.4%) |
| | トレー類・  表示のあるもの | 1,799 (1.0%) | 1,805 (0.3%) | 1,884 (4.4%) | 1,943 (3.1%) | 2,004 (3.1%) | 2,063 (2.9%) |
| | 紙・布類 | 11,730 (△3.9%) | 11,306 (△3.6%) | 10,953 (△3.1%) | 10,470 (△4.4%) | 9,949 (△5.0%) | 9,536 (△4.2%) |
| | 缶 類 | 626 (△4.9%) | 587 (△6.2%) | 580 (△1.2%) | 533 (△8.1%) | 547 (2.6%) | 532 (△2.7%) |
| | びん類 | 1,445 (△0.7%) | 1,401 (△3.0%) | 1,374 (△1.9%) | 1,342 (△2.3%) | 1,311 (△2.3%) | 1,275 (△2.7%) |
| 排出量 | | 73,820 (△1.5%) | 72,283 (△2.1%) | 71,278 (△1.4%) | 70,716 (△0.8%) | 69,579 (△1.6%) | 69,219 (△0.5%) |

* () 内は前年比

(2) ごみの処理量

(単位 トン)

| 年 度 | H19 (2007) | H20 (2008) | H21 (2009) | H22 (2010) | H23 (2011) | H24 (2012) |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 総処理量 | 81,134 | 78,142 | 75,878 | 75,523 | 75,832 | 74,946 |
| 焼却量 | 57,900 | 55,896 | 54,623 | 54,197 | 54,710 | 54,332 |
| 埋立量 | 592 | 554 | 640 | 589 | 602 | 644 |
| 資源化量 | 22,642 | 21,692 | 20,615 | 20,737 | 20,520 | 19,970 |

| | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 焼却灰の量 | 7,862 | 7,641 | 7,487 | 7,622 | 7,418 | 7,460 |
| 埋立量 | 4,218 | 3,760 | 3,601 | 5,041 | 6,360 | 6,907 |
| 資源化量 | 3,644 | 3,881 | 3,886 | 2,581 | 1,058 | 553 |
| 灰資源化率 | 46.3% | 50.8% | 51.9% | 33.9% | 14.3% | 7.4% |
| 灰発生率 | 13.6% | 13.7% | 13.7% | 14.1% | 13.6% | 13.7% |


| 年 度 | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 総処理量 | 73,820 | 72,283 | 71,278 | 70,716 | 69,579 | 69,219 |
| 焼却量 | 53,994 | 52,965 | 52,190 | 52,015 | 51,412 | 51,884 |
| 埋立量 | 563 | 600 | 553 | 601 | 617 | 304 |
| 資源化量 | 19,263 | 18,718 | 18,535 | 18,100 | 17,550 | 17,031 |


| | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 焼却灰の量 | 7,250 | 7,275 | 7,170 | 6,710 | 6,568 | 6,404 |
| 埋立量 | 6,897 | 6,915 | 6,794 | 6,308 | 6,205 | 6,004 |
| 資源化量 | 353 | 360 | 376 | 402 | 363 | 400 |
| 灰資源化率 | 4.9% | 4.9% | 5.2% | 6.0% | 5.5% | 6.2% |
| 灰発生率 | 13.4% | 13.7% | 13.7% | 12.9% | 12.8% | 12.3% |

* 灰発生率＝焼却灰の量÷焼却量×100

(3) 資源化の内訳

(単位 トン)

| 年 度 | H19 (2007) | H20 (2008) | H21 (2009) | H22 (2010) | H23 (2011) | H24 (2012) |
|---|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 紙・布類 | 14,684 | 13,877 | 13,006 | 12,848 | 12,669 | 12,203 |
| ペットボトル | 619 | 597 | 598 | 645 | 636 | 654 |
| トレー類・  表示 のあるもの | 1,918 | 1,940 | 1,875 | 1,924 | 1,918 | 1,921 |
| 缶 類 | 608 | 577 | 578 | 573 | 556 | 536 |
| びん類 | 1,193 | 1,170 | 1,128 | 1,158 | 1,140 | 1,103 |
| 蛍光灯ほか | 311 | 320 | 327 | 341 | 336 | 352 |
| 破碎後金属 | 812 | 813 | 868 | 816 | 809 | 771 |
| その他 | 2,497 | 2,398 | 2,235 | 2,432 | 2,456 | 2,430 |
| 資源化量合計 | 22,642 | 21,692 | 20,615 | 20,737 | 20,520 | 19,970 |
| ごみ総排出量 | 81,134 | 78,142 | 75,878 | 75,523 | 75,832 | 74,946 |
| 資源化率 | 27.9% | 27.8% | 27.2% | 27.5% | 27.1% | 26.6% |

| 年 度 | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) |
|---|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 紙・布類 | 11,731 | 11,307 | 10,961 | 10,460 | 9,918 | 9,495 |
| ペットボトル | 618 | 610 | 602 | 626 | 578 | 596 |
| トレー類・  表示 のあるもの | 1,857 | 1,781 | 1,823 | 1,939 | 1,988 | 1,842 |
| 缶 類 | 517 | 494 | 484 | 463 | 457 | 444 |
| びん類 | 961 | 1,068 | 1,085 | 977 | 913 | 839 |
| 蛍光灯ほか | 295 | 280 | 287 | 265 | 261 | 251 |
| 破碎後金属 | 681 | 679 | 701 | 687 | 688 | 690 |
| その他 | 2,603 | 2,499 | 2,592 | 2,683 | 2,747 | 2,874 |
| 資源化量合計 | 19,263 | 18,718 | 18,535 | 18,100 | 17,550 | 17,031 |
| ごみ総排出量 | 73,820 | 72,283 | 71,278 | 70,716 | 69,579 | 69,219 |
| 資源化率 | 26.1% | 25.9% | 26.0% | 25.6% | 25.2% | 24.6% |

* 資源化率＝資源化量合計÷ごみ総処理量×100

(単位 トン)

| 年 度 | H19 (2007) | H20 (2008) | H21 (2009) | H22 (2010) | H23 (2011) | H24 (2012) |
|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 焼却灰の 資源化量 | 3,644 | 3,881 | 3,886 | 2,581 | 1,058 | 553 |
| 焼却灰を含む 資源化量合計 | 26,286 | 25,573 | 24,501 | 23,318 | 21,578 | 20,523 |
| 焼却灰を含む 資源化率 | 32.4% | 32.7% | 32.3% | 30.9% | 28.5% | 27.4% |

| 年 度 | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) |
|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 焼却灰の 資源化量 | 353 | 360 | 376 | 402 | 363 | 400 |
| 焼却灰を含む 資源化量合計 | 19,616 | 19,078 | 18,911 | 18,502 | 17,913 | 17,431 |
| 焼却灰を含む 資源化率 | 26.6% | 26.4% | 26.5% | 26.2% | 25.7% | 25.2% |

(4) 人口の推移

各年とも10月1日現在のもの(単位 人)

| 年 度 | H19 (2007) | H20 (2008) | H21 (2009) | H22 (2010) | H23 (2011) | H24 (2012) |
|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 人 口 | 198,881 | 198,698 | 198,341 | 198,373 | 197,733 | 196,880 |

| 年 度 | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) |
|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 人 口 | 196,073 | 195,125 | 194,086 | 193,313 | 192,407 | 191,181 |

(5) 入込観光客数の推移

(単位 千人)

| 年 度 | H19 (2007) | H20 (2008) | H21 (2009) | H22 (2010) | H23 (2011) | H24 (2012) |
|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 延観光客数 | 5,183 | 5,191 | 5,205 | 5,040 | 4,246 | 4,370 |
| 宿泊客数 | 237 | 233 | 229 | 229 | 219 | 230 |
| 日帰り客数 | 4,946 | 4,958 | 4,976 | 4,810 | 4,028 | 4,140 |

| 年 度 | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) |
|-------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 延観光客数 | 4,650 | 4,514 | 4,538 | 5,943 | 6,115 | 6,182 |
| 宿泊客数 | 248 | 235 | 226 | 198 | 265 | 304 |
| 日帰り客数 | 4,402 | 4,280 | 4,312 | 5,746 | 5,850 | 5,879 |

4 小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

[平成5年9月30日 条例第23号]

目次

| | |
|-----|-----------------------|
| 第1章 | 総則（第1条～第5条） |
| 第2章 | 一般廃棄物処理計画（第6条） |
| 第3章 | 減量化及び資源化の推進（第7条～第11条） |
| 第4章 | 廃棄物の適正処理（第12条～第18条） |
| 第5章 | 多量排出事業者（第19条・第20条） |
| 第6章 | 処理手数料等（第21条～第23条） |
| 第7章 | 雑則（第24条～第27条） |
| 第8章 | 罰則（第28条・第29条） |
| 附則 | |

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の排出の抑制、有効利用及び適正な処理に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって快適な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 減量化 廃棄物の排出を抑制することをいう。
 - (2) 資源化 廃棄物を原材料、熱源等として利用することをいう。
 - (3) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の例による。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、計画の策定、施設の整備、市民及び事業者の協力体制の確立等適切な措置を講じなければならない。
- 3 市は、減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

（市民及び事業者の責務）

第4条 市民及び事業者は、それぞれの立場から、減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理に努めるとともに、これらに関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

（相互協力）

第5条 市、市民及び事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理を推進するに当たっては、相互に協力し、及び連携しなければならない。

第2章 一般廃棄物処理計画

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画を定めたときは、告示するものとする。一般廃棄物処理計画を変更したときも、同様とする。

第3章 減量化及び資源化の推進

（市による減量化及び資源化）

第7条 市は、減量化及び資源化に関する市民及び事業者の自主的な活動の促進を図るとともに、自ら減量化及び資源化に必要な措置を講じなければならない。

（資源回収事業者への支援等）

第8条 市は、資源化を促進するため、資源回収事業者（専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを収集、運搬又は処分を業として行う者をいう。）に対し、必要な協力を求めるとともに、その活動を支援するよう努めるものとする。

（市民による減量化及び資源化）

第9条 市民は、容器等の反復使用、不要品の交換等により減量化に努めるとともに、廃棄物の分別排出、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）を用いた製品の使用等により資源化に努めなければならない。

一部改正〔平成12年条例64号〕

（事業者による減量化及び資源化）

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等により、減量化に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源の利用、再生利用の容易な製品の開発、当該製品の再生利用の促進に必要な情報提供等を行うことにより、資源化に努めなければならない。

（適正包装等）

第11条 事業者は、事業活動に際して、包装材、容器等（以下「包装材等」という。）の使用基準を定め、包装材等が過剰にならないように努めなければならない。

2 事業者は、事業活動に際して、再生利用できる包装材等を使用するとともに、購入者等から使用後の当該包装材等の受取りを求められたときは、これを回収し、再生利用に努めなければならない。

第4章 廃棄物の適正処理

（市による処理）

第12条 市は、一般廃棄物処理計画に基づき、生活環境の保全上支障が生じないうちに、一般廃棄物を収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

（市民による処理）

第13条 市民は、生活環境の保全上支障のない方法により容易に処分することができる一般廃棄物を、自ら処分するよう努めなければならない。

2 市民は、前項の規定による処分ができない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に基づき、分別して排出しなければならない。

(事業者による処理)

第14条 事業者は、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに、自らの責任において運搬し、及び処分しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により自ら事業系一般廃棄物を運搬し、及び処分するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条又は第4条の2に定める基準に準じて行わなければならない。

3 市長は、市の設置する一般廃棄物処理施設(以下「市の処理施設」という。)に事業系一般廃棄物を運搬する事業者に対し、あらかじめ運搬の方法、日時等を指定し、又は運搬する前に焼却、破碎、圧縮その他必要な措置を講ずるよう指示することができる。

4 事業者は、市長がやむを得ない事情があると認めるときに限り、事業系一般廃棄物を一般廃棄物処理計画に基づき、排出することができる。ただし、第19条の多量排出事業者にあつては、この限りでない。

5 前項の場合において、市長は、事業者に対し、排出する事業系一般廃棄物の予測量の届出その他必要な措置を講ずるよう指示することができる。

(製品等の適正処理の確保)

第15条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、廃棄物となった場合に適正な処理の容易な製品等の開発、製品等に係る廃棄物の適正な処理方法についての情報提供等を行うことにより、製品等が廃棄物となった場合にその適正な処理が困難になることがないようにしなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第16条 市長は、製品等のうち廃棄物となった場合に市の処理施設では適正な処理が困難になると認められるものを適正処理困難物として指定し、当該適正処理困難物に係る廃棄物について、一般廃棄物処理計画に基づく市の収集又は市の処理施設への受入れを拒否することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、速やかにその旨を告示するとともに、当該適正処理困難物の製造、加工、販売等を行った事業者に対し、当該適正処理困難物に係る廃棄物の回収その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(排出等禁止物)

第17条 市民及び事業者は、次に掲げる一般廃棄物を一般廃棄物処理計画に基づく市の収集の際に排出し、又は市の処理施設に運搬してはならない。

- (1) 有害性物質を含む物
- (2) 著しく悪臭を発する物

(3) 危険性を有する物

(4) 容量又は重量が著しく大きい物

(5) 前各号に定める物のほか、市の行う処理に著しい支障を及ぼす物

2 市民及び事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処理する際、市長の指示に従わなければならない。

(収集又は運搬の禁止等)

第17条の2 市、市の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者その他市長が指定する者以外の者は、資源化を目的として収集する廃棄物として市長が定めるものを当該廃棄物を排出する場所として一般廃棄物処理計画で定める場所から収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は前項の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為を行わないよう命ずることができる。

追加〔平成16年条例28号〕

(市が処理する産業廃棄物)

第18条 法第11条第2項の規定により市が処理する産業廃棄物は、市長が定めて告示するものとする。

一部改正〔平成15年条例34号〕

第5章 多量排出事業者

(計画書の提出等)

第19条 事業系一般廃棄物の多量排出が見込まれる規則で定める事業者(以下「多量排出事業者」という。)は、減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理についての業務を行わせるため、廃棄物管理責任者を選任するとともに、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の処理に関する実績、減量化及び資源化についての方策等を記載した計画書(以下「計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

2 多量排出事業者は、廃棄物管理責任者又は前項の規定により提出した計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、多量排出事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該多量排出事業者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第1項の規定に違反して計画書を提出しない場合

(2) 前項の規定に違反して計画書の変更の届出をしない場合

(3) 計画書に記載された減量化及び資源化についての方策が不十分であると認められる場合

(4) 計画書に記載された減量化及び資源化についての方策が十分実施されていないと認められる場合

4 市長は、前項の規定による勧告を受けた多量排出事業者が当該勧告に従わなかったときは、当該多量排出事業者に係る事業系一般廃棄物について市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(一般廃棄物管理票)

第20条 多量排出事業者は、事業系一般廃棄物を自ら市の処

理施設に運搬する場合には、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所その他の必要事項を記載した一般廃棄物管理票（以下「管理票」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 多量排出事業者は、他人に委託して事業系一般廃棄物を市の処理施設に運搬する場合には、その委託を受けた者（以下「受託者」という。）に管理票を交付しなければならない。
- 3 受託者は、事業系一般廃棄物を市の処理施設に運搬する際、前項の規定により多量排出事業者から交付された管理票を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、多量排出事業者が第1項の規定に違反し、若しくは受託者が前項の規定に違反して管理票を提出しないとき又は提出された管理票に虚偽の記載があると認められるときは、その事業系一般廃棄物について市の処理施設への受入れを拒否することができる。
- 5 前各号に定めるもののほか、管理票に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 処理手数料等

（一般廃棄物の処理手数料）

第21条 市は、市が行う別表第1に掲げる一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関し、同表に定める処理手数料を徴収する。

- 2 前項の処理手数料の額の算定の基礎となる数量及び人員は、市長の認定するところによる。
- 3 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第1項の処理手数料を減額し、又は免除することができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、処理手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成11年条例36号〕

（産業廃棄物処分費用）

第22条 法第13条第2項の規定により徴収する産業廃棄物の処分に要する費用の額は、別表第2に定めるとおりとする。

（一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料等）

第23条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者、同条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者、浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料
1件につき 10,000円
- (2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料
1件につき 10,000円
- (3) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料
1件につき 10,000円

- (4) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料
1件につき 10,000円
- (5) 浄化槽清掃業許可申請手数料
1件につき 10,000円
- (6) 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料
1件につき 5,000円
- (7) 一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料
1件につき 5,000円
- (8) 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料
1件につき 5,000円

2 既納の手数料は、還付しない。

一部改正〔平成8年条例26号・12年64号・15年34号〕

第7章 雑則

（報告の徴収等）

第24条 市長は、法第18条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、事業系一般廃棄物の処理等に関し必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

（立入調査）

第25条 市長は、法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事業所のある土地又は建物に立ち入り、事業系一般廃棄物の処理等に関し必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（清掃指導員）

第26条 減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理に関する指導の職務を担当させるため、規則で定めるところにより、清掃指導員を置く。

（委任）

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

追加〔平成16年条例28号〕

（罰則）

第28条 第17条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

追加〔平成16年条例28号〕

（両罰規定）

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して本条の罰金刑を科する。

追加〔平成16年条例28号〕

※ 附則については省略する。

別表第1 (第21条関係)

| 種 別 | 取 扱 区 分 | | 手 数 料 |
|-------------------------------|---|-------------------|--|
| し 尿 | (1) 一般家庭及びこれに準ずるものから排出される場合で、世帯、人員及び処理回数によるとき。 | 定 額 料 金 | 一世帯につき 月額 120 円 1人につき 月額 260 円 処理回数については、別に定める規定回数以内であること。 |
| | (2) 前号の場合であって規定の回数を超えて処理を行うとき。 | 超 過 料 金 | 1回につき 680 円 |
| | (3) 第1号に規定する算出基準により難いとき(月の途中で処理を開始したとき、人員が不特定で排出量が一定しないとき等をいう。) | 従 量 料 金 | 36 リットルにつき 一般家庭及びこれに準ずるもの 310 円 上記以外のもの 360 円 |
| | (4) 浄化槽の清掃を行うとき。 | 浄化槽 清 掃 料 金 | 36 リットルにつき 一般家庭及びこれに準ずるもの 320 円 上記以外のもの 370 円 |
| 動物の死体 (畜産農業に係るものを除く。以下同じ。) | (1) 市の処理施設に持ち込まれたものを処分するとき。 | | 1個につき 1,700 円 |
| | (2) 市が収集し、運搬し、及び処分するとき。 | | 1個につき 3,400 円 |
| その他の一般廃棄物 | (1) 第14条第4項の規定により排出される事業系一般廃棄物を、市が定期的に収集し、運搬し、及び処分するとき。 | 特 定 料 金 | 1キログラムにつき 40 円 1立方メートルにつき 6,800 円 |
| | (2) 一般廃棄物処理計画に基づく収集以外に、市が臨時に収集し、運搬し、及び処分するとき。 | 特 別 料 金 | |
| | (3) 一般家庭及びこれに準ずるものから排出される大型ごみ(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器(以下「特定家庭用機器」という。)を除く。)を、市が個別に収集し、運搬し、及び処分するとき。 | 大 型 料 金 | 1個につき 2,000 円を超えない範囲内で規則で定める額 |
| | (4) 一般家庭から排出される特定家庭用機器を、市が個別に収集し、及び特定家庭用機器再商品化法第17条に規定する指定引取場所まで運搬するとき。 | 大 型 料 金 | 1個につき 3,000 円を超えない範囲内で規則で定める額 |
| | (5) 市の処理施設に持ち込まれたものを処理するとき(特定家庭用機器を市が特定家庭用機器再商品化法第17条に規定する指定引取場所まで運搬するときを含む。) | 持 込 料 金 | 1キログラムにつき 25 円 (廃木材については、30 円) 1立方メートルにつき 3,600 円 |

備 考

- 1 月の途中で処理を廃止したときのし尿の処理手数料の定額料金及び月の途中で一般廃棄物の排出を廃止したときの一般廃棄物の処理手数料の特定料金は、徴収しない。
- 2 し尿の処理手数料の定額料金については、月の途中で世帯人員に異動を生じても、その月分は変更しない。
- 3 し尿の処理手数料の従量料金及び浄化槽清掃料金を算出する基礎となる数量が36リットル未満のとき又はその数量に36リットル未満の端数があるときは、その数量又は端数の数量を36リットルとして計算する。
- 4 一般廃棄物(し尿及び動物の死体を除く。以下同じ。)の処理手数料は、重量によるものとし、重量によることが実情に即さないときに限り、容量による。
- 5 一般廃棄物の処理手数料を算出する基礎となる数量が1キログラム若しくは1立方メートル未満のとき又はその数量に1キログラム若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、その数量又は端数の数量を1キログラム又は1立方メートルとして計算する。

一部改正〔平成8年条例26号・12年64号〕

別表第2（第22条関係）

| 取扱区分 | 手数料 | |
|-----------------------|------------|--------|
| 第18条の規定により市長が定めた産業廃棄物 | 1キログラムにつき | 50円 |
| | 1立方メートルにつき | 8,700円 |

備考

- 産業廃棄物の処分費用は重量によるものとし、重量によることが実情に即さないときに限り、容量による。
- 産業廃棄物の処分費用を算出する基礎となる数量が1キログラム若しくは1立方メートル未満のとき又はその数量に1キログラム若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、その数量又は端数の数量を1キログラム又は1立方メートルとして計算する。

一部改正〔平成8年条例26号・12年64号〕

5 小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則

〔平成5年12月1日 規則第41号〕

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 一般廃棄物の処理等（第3条～第5条）
- 第3章 多量排出事業者（第6条～第12条）
- 第4章 処理手数料（第13条～第16条）
- 第5章 業の許可等（第17条～第27条）
- 第6章 雑則（第28条～第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）並びに小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年小田原市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

第2章 一般廃棄物の処理等

（し尿処理等）

第3条 し尿の処理又は浄化槽の清掃を受けようとする者は、一般廃棄物処理申出・変更届書（様式第1号）により、市長に申し出なければならない。

- 市長は、し尿の処理又は浄化槽の清掃を行ったときは、清掃確認伝票（様式第2号）により、当該し尿の処理又は浄化槽の清掃を受けた者の確認を求めるものとする。

（特定料金に係る平均排出量の認定）

第4条 条例第14条第4項の規定により一般廃棄物処理計画に基づき事業系一般廃棄物を排出しようとする事業者は、一般廃棄物処理申出・変更届書により、市長に申し出るとともに、一般廃棄物（特定）平均排出量認定承諾票（様式第3号）により、1月当たりの平均排出量について市長の認定を受けなければならない。

（一般廃棄物排出の中止等の届出）

第5条 次の各号に規定する者は、当該各号に定めるところにより、速やかに一般廃棄物処理申出・変更届書により、市長に届け出なければならない。

- し尿の処理を受けている者は、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 住所又は世帯及び人員に変更があったとき。
 - イ し尿の処理に係る手数料の取扱区分の変更（定額料金及び従量料金相互間の変更をいう。）をすべき事由が生じたとき。
 - ウ し尿の処理を中止し、又は廃止するとき。

- 条例第14条第4項の規定により一般廃棄物処理計画に基づき事業系一般廃棄物を排出している事業者は、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 排出を中止し、又は廃止するとき。
 - イ 1月当たりの平均排出量に変更が生じたとき。

（収集又は運搬の禁止命令）

第5条の2 条例第17条の2第1項の規定に違反する行為を禁止する等の指導を行う者は、当該指導を行う場合は、その身分を示す証明書（様式第3号の2）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 条例第17条の2第2項に規定する命令は、命令書（様式第3号の3）により行うものとする。

追加〔平成17年規則33号〕

第3章 多量排出事業者

（多量排出事業者）

第6条 条例第19条第1項の規則で定める事業者（以下「多量排出事業者」という。）は、市の処理施設に事業系一般廃棄物を運搬する事業者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗の所有者、占有者又は管理者
- 事業の用に供する建物（学校等の公共施設を除く。）で、床面積の合計が3,000平方メートル以上（同一敷地内に2以上の建物がある場合にあつては、それぞれの建物の床面積の合計が3,000平方メートル以上）のもの所有者、占有者又は管理者

一部改正〔平成15年規則57号〕

（減量化及び資源化計画書）

第7条 条例第19条第1項の計画書は、減量化及び資源化計画書（様式第4号）によるものとし、多量排出事業者は、毎年作成して市長が別に定める日までに提出しなければならない。（自ら運搬する場合の管理票の提出等）

第8条 多量排出事業者は、自ら事業系一般廃棄物を市の処理施設に運搬する場合には、次に掲げる事項を記載した管理票（様式第5号）を2部作成し、市長に提出しなければならない。

- 多量排出事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地
- 作成年月日及び廃棄物管理責任者の氏名
- 事業系一般廃棄物の排出場所
- 事業系一般廃棄物の種類、形状及び数量
- 運搬車の種類、車両番号及び運転者の氏名
- 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 市長は、前項の規定により多量排出事業者から管理票の提

出を受けたときは、運搬された事業系一般廃棄物の種類、形状及び数量が管理票に記載された事項と相違ないことを確認の上、当該管理票に提出の日時を記入するとともに、その1部を自ら保管し、他の1部を当該多量排出事業者に戻付するものとする。

(運搬を委託する場合の管理票の交付等)

第9条 多量排出事業者は、他人に委託して事業系一般廃棄物を市の処理施設に運搬する場合には、前条第1項各号(第5号を除く。)に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した管理票を4部作成し、受託者に交付しなければならない。

- (1) 受託者の氏名又は名称及び事業所の所在地
- (2) 受託者の一般廃棄物収集運搬業の許可番号
- (3) 交付年月日

2 前項の規定による管理票の交付は、事業系一般廃棄物の引渡しと同時にを行うものとする。

第10条 前条第1項の規定により管理票の交付を受けた受託者は、引渡しを受けた事業系一般廃棄物の種類、形状及び数量が当該管理票に記載された事項と相違ないことを確認の上、当該管理票に第8条第1項第5号に規定する事項を記載して、その1部を当該管理票を交付した多量排出事業者に戻付するとともに、当該事業系一般廃棄物を市の処理施設に運搬する際、他の3部を市長に提出しなければならない。

2 第8条第2項の規定は、前項の規定により市長が受託者から管理票の提出を受けた場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第10条第1項」と、「他の1部」とあるのは「他の2部」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により市長から管理票を回付された受託者は、その1部を自ら保管するとともに、速やかに他の1部を当該管理票を交付した多量排出事業者に戻付しなければならない。

第11条 事業系一般廃棄物の市の処理施設への運搬を委託した多量排出事業者は、前条第1項の規定により回付された管理票と同条第3項の規定により回付された管理票の記載事項を照合し、運搬を委託した事業系一般廃棄物が適正に処理されたことを確認しなければならない。

2 多量排出事業者は、第9条第1項の規定により受託者に管理票を交付した日から30日以内に前条第3項の規定による管理票の回付がないとき又は当該管理票に係る事業系一般廃棄物が適正に処理されなかつたおそれがあると認めるときは、速やかに当該事業系一般廃棄物の処理の状況を把握するとともに、その状況を市長に報告しなければならない。

(一般廃棄物管理票の保存)

第12条 多量排出事業者及び受託者は、回付された管理票を5年間保存しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、多量排出事業者又は受託者に対し、前項の規定により保存している管理票の提出を求めることができる。

第4章 処理手数料

(大型料金の額)

第13条 条例別表第1に規定する2,000円を超えない範囲内で規則で定める額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 条例別表第1に規定する3,000円を超えない範囲内で規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

一部改正〔平成12年規則76号〕

(徴収時期)

第14条 一般廃棄物の処理手数料(大型料金に係るものを除く。次条において同じ。)の徴収時期は、次の表に定めるとおりとする。

| 区 分 | | 徴 収 時 期 |
|-----------|--------------------|-----------------------------|
| し尿 | 定額料金 | 2月分を一括して、その翌月の末日までに徴収する。 |
| | 超過料金、従量料金及び浄化槽清掃料金 | 処理した日の属する月の翌月の末日までに徴収する。 |
| 動物の死体 | | 処理した日の属する月の翌月の末日までに徴収する。 |
| その他の一般廃棄物 | 特定料金 | 2月分を一括して、その翌月の末日までに徴収する。 |
| | 特別料金 | 収集した日の属する月の翌月の末日までに徴収する。 |
| | 持込料金 | 持込みのあった日の属する月の翌月の末日までに徴収する。 |

一部改正〔平成9年規則2号〕

(手数料の徴収)

第15条 一般廃棄物の処理手数料について使用する納入通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 一般廃棄物の処理手数料について使用する納付書の様式は、様式第6号の2のとおりとする。

3 一般廃棄物の処理手数料について使用する督促状の様式は、様式第6号の3のとおりとする。

一部改正〔平成18年規則31号・26年24号〕

(減免申請)

第16条 条例第21条第3項の規定により処理手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減額・免除申請書(様式第7号)により、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第5章 業の許可等

(許可申請)

第17条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者又は同条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬・処分業許可申請書(様式第8号)により、市長に申請しなければならない。

2 浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第9号)により、市長に申請しなければならない。

3 前2項の申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

一部改正〔平成15年規則57号〕

(許可基準)

第18条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可をする場合の基準は、同条第5項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 申請者(特定事由に係る申請者を除く。)が、本市の区域内に事務所又は営業所(個人にあっては、本市の区域内に住所及び事務所又は営業所)を有する者であること。

(2) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条に定める基準に従い、自ら事業を的確に遂行するために必要な人員、車両、設備、器材、財政的基礎及び技能を有する者であること。

(3) 申請者(特定事由に係る申請者を除く。)が市税を完納している者であること。

2 法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可をする場合の基準は、同条第10項及び前項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 事業を遂行するためのごみ処理施設(焼却施設を除く。)

の規模が1日当たり5トン以上の処理能力を有するものであること。

(2) 専ら事業活動に伴って排出される一般廃棄物で市の処理施設において資源化することが困難なものを自らの処理施設で資源化するものであること。

3 第1項第1号及び第3号に規定する特定事由とは、次に掲げる事由をいう。

(1) 専ら本市の区域外において収集した特定家庭用機器を本市の区域内に設けられた特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第17条に規定する指定引取場所まで運搬することのみを目的として一般廃棄物収集運搬業を行おうとする者であること。

(2) 専ら事業活動に伴って排出される一般廃棄物で市の処理施設において処理することが困難なものを収集し、本市の区域外の処理施設に運搬することのみを目的として一般廃棄物収集運搬業を行おうとする者であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める者であること。

4 浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可をする場合の基準は、同法第36条各号に掲げるもののほか、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 申請者が、第1項第1号及び第3号に該当している者であること。

(2) 申請者が環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第3条に定める基準に従い、自ら事業を的確に遂行するために必要な人員、車両、設備、器材、財政的基礎及び技能を有する者であること。

一部改正〔平成9年規則2号・12年76号・15年57号〕
(許可証の交付)

第19条 市長は、法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可をしたとき又は同条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬・処分業許可証(様式第10号)を交付するものとする。

2 市長は、浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証(様式第11号)を交付するものとする。

3 前2項の許可証(以下「許可証」という。)の交付を受けた者(以下「許可業者」という。)は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

4 許可証の有効期限は、一般廃棄物収集運搬・処分業許可証については2年、浄化槽清掃業許可証については、許可に付した期限とする。

一部改正〔平成12年規則76号・15年57号〕

(一般廃棄物収集運搬業等の許可の更新申請)

第20条 法第7条第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする一般廃棄物収集運搬業者又は同条第7項の規定により一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする一般廃棄物処分業者(以下「一般廃棄物収集運搬業者等」という。)は、一般廃棄物収集運搬・処分業許可更新申請書(様式第12号)に一般廃棄物収集運搬・処分業許可証その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該許可証の有効期間満了の日の1月前から行うことができる。

一部改正〔平成15年規則57号〕

(事業範囲の変更許可申請)

第21条 法第7条の2第1項の規定により事業の範囲の変更の許可を受けようとする一般廃棄物収集運搬業者等は、一般廃棄物収集運搬・処分業の事業範囲変更許可申請書(様式第13号)に一般廃棄物収集運搬・処分業許可証その他市長が必要

と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(準用)

第22条 第18条及び第19条の規定は、法第7条第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の更新、同条第7項の規定による一般廃棄物処分業の許可の更新又は法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業者等の事業の範囲の変更の許可に係る基準及び許可証の交付について準用する。
一部改正〔平成15年規則57号〕

(許可証の再交付)

第23条 許可業者は、許可証を紛失し、破損し、又は汚損したことにより、許可証の再交付を受けようとするときは、許可証再交付申請書(様式第14号)により、市長に申請しなければならない。

2 許可証の破損又は汚損により、前項の規定による申請を行う者は、前項の申請書に当該破損し、又は汚損した許可証を添付するものとする。

3 許可証の紛失により許可証の再交付を受けた許可業者が、当該紛失した許可証を発見したときは、直ちに当該許可証を市長に返還しなければならない。

(廃業等の届出)

第24条 法第7条の2第3項又は浄化槽法第37条若しくは第38条の規定による廃業等の届出は、許可申請事項変更届書(様式第15号)によるものとする。

2 前項の届書には、許可証を添付しなければならない。

(許可の取消し等)

第25条 市長は、法第7条の3、法第7条の4又は浄化槽法第41条第2項に定める場合のほか、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(2) 第18条の基準に適合しなくなったとき。

(3) 条例又はこの規則の規定に違反したとき。

2 前項の規定により、一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業若しくは浄化槽清掃業の許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、許可取消書(様式第16号)又は事業停止命令書(様式第17号)により行うものとする。

一部改正〔平成15年規則57号・16年規則33号〕

(許可証の返還)

第26条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに許可証を市長に返還しなければならない。

(1) 業を廃止したとき。

(2) 許可証の有効期間が満了したとき。

(3) 許可を取り消されたとき。

(4) 業の全部の停止を命ぜられ、又は休止したとき。

(実績報告書)

第27条 許可業者は、毎月20日までに、当該許可に係る事業に関する前月の実績を、一般廃棄物収集運搬・処分事業実績報告書(様式第18号)又は浄化槽清掃事業実績報告書(様式第19号)により市長に報告しなければならない。

第6章 雑則

(立入調査員証)

第28条 条例第25条第2項の身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第20号)とする。

(清掃指導員)

第29条 条例第26条の清掃指導員は、市職員のうちから、市長が任命する。

2 清掃指導員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 廃棄物の処理及び施設の維持管理に関する指導
- (2) 廃棄物の減量及び再利用に関する指導
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(清掃指導員の証票)

第30条 清掃指導員の身分を示す証明書は、清掃指導員証(様式第21号)とする。

2 清掃指導員は、職務の執行に当たり、常に清掃指導員証を

携帯し、関係人からその提示を求められたときは、これに応じなければならない。

(実施細目)

第31条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

※ 附則、別表、様式については省略する。

6 小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例

[平成6年9月30日 条例第19号]

題名改正 [平成21年条例16号]

目次

- 第1章 総則(第1条～第7条)
- 第2章 禁止行為等(第8条～第11条)
- 第3章 環境美化促進重点地区及び深夜花火禁止区域(第12条・第12条の2)
- 第4章 周辺環境美化対策施設(第13条～第15条)
- 第5章 自動販売機の届出及び回収容器の設置等(第16条～第22条)
- 第6章 雑則(第23条～第25条)
- 第7章 罰則(第26条～第29条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、小田原市美しく住み良い環境づくり基本条例(平成6年小田原市条例第17号。以下「基本条例」という。)の本旨を達成するため、空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物の散乱を防止し、並びに深夜における花火、落書き及び歩行中の喫煙その他の屋外の公共の場所における喫煙を規制することに関し、市、市民等、事業者及び所有者等の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進、美観の保護及び良好な生活環境の確保を図り、もって良好な環境の保全及び創造に寄与することを目的とする。

一部改正 [平成21年条例16号]

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲料を収納していた缶、瓶その他の容器をいう。
 - (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻及びチューインガムのかみかすをいう。
 - (3) 市民等 市民及び旅行者その他の滞在者をいう。
 - (4) 事業者 容器に収納する飲料を製造する者及び容器に収納した飲料を販売する者並びにたばこ又はチューインガムを製造し、又は販売する者をいう。
 - (5) 所有者等 土地の所有者、占有者及び管理者をいう。
 - (6) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。
 - (7) 深夜 午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。
 - (8) 花火 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第2項に規定するがん具煙火の爆発又は燃焼をいう。
 - (9) 落書き 道路、河川、公園その他の公共施設又は他人が所有し、占有し、若しくは管理する建物若しくは工作物に、その所有者又は管理者の承諾を得ないで塗料、墨等によりみだりに文字、図形又は絵画を書くことをいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の例による。

一部改正 [平成13年条例16号・21年16号]

(市の責務)

第3条 市は、基本条例第2条に定める環境の保全等に関する政策の理念にのっとり、空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物の散乱の防止並びに深夜における花火、落書き及び歩行中の喫煙その他の屋外の公共の場所における喫煙の規制に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、地域の環境美化の促進、美観の保護及び良好な生活環境の確保に関し、市民等、事業者及び所有者等の意識を啓発するよう努めるものとする。

一部改正 [平成21年条例16号]

(市民等の責務)

第4条 市民等は、空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物の散乱を防止するため、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物を持ち帰り、又は回収容器に收容すること等により、自らの責任において適正に処分するよう努めるものとする。

2 市民等は、道路、河川、公園その他の公共施設の美化に協力するとともに、落書き等の行為によって他人が所有し、占有し、又は管理する建物又は工作物の美観を損なわないよう努めなければならない。

3 市民等は、花火をするときは、花火の燃えかす等の廃棄物の散乱の防止に努めるとともに、近隣住民に迷惑を及ぼすことがないようにしなければならない。

4 市民等は、歩行中又は自転車の運転中には喫煙をしないようにし、喫煙するには携帯用灰皿を携帯し又は灰皿が設置されている場所でするとともに、他人に迷惑を及ぼすことがないようにしなければならない。

5 市民等は、前条第1項の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

一部改正 [平成21年条例16号]

(事業者の責務)

第5条 事業者は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止するため、消費者の意識を啓発するよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(所有者の責務)

第6条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地における空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物の散乱を防止するために必要な措置を講ずることにより、当該土地の環境美化に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(財産権の尊重)

第7条 市は、この条例の運用に当たっては、関係者の所有権その他の権利を尊重するよう留意しなければならない。

第2章 禁止行為等

(空き地の管理)

第8条 市長は、空き地(現に人が使用していない土地(現に

人が使用している土地であっても、相当の空閑地を有することにより人が使用していない土地と同様の状態にあるものを含む。)をいう。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、雑草(枯れ草又はこれに類するかん木類を含む。)の除去その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- (1) 廃棄物の投棄を招くおそれがあるとき。
 - (2) 周囲の美観を著しく損なうとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、地域の環境美化を害するおそれがあるとき。
- (清潔の保持)

第9条 小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成5年小田原市条例第23号)第6条の規定による一般廃棄物処理計画に基づき指定された集積場所に廃棄物を排出する者は、当該一般廃棄物処理計画に従わない方法又は当該集積場所の清潔若しくは市の収集作業を阻害するような方法若しくは形態によって廃棄物を排出してはならない。

(禁止行為等)

第10条 何人も、道路、河川、公園その他の公共施設及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に廃棄物をみだりに投棄してはならない。

2 市民等は、犬又はねこを飼養し、又は保管するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ふん尿等の汚物を適正に処理し、悪臭、衛生害虫等の発生を防止すること。
- (2) 道路、河川、公園その他の公共施設及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物等をふん尿等の汚物で汚さないこと。

3 市民等は、海岸、道路、公園、広場、河川その他市民等が自由に入出入りすることができる場所において、深夜に花火をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令による許認可を受けた場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に支障がないものと認めて承認した場合

4 市民等は、落書きをしてはならない。

5 市民等は、第12条第1項の環境美化促進重点地区区内において、灰皿が設置されている喫煙場所以外で喫煙(火のついたたばこを所持する行為を含む。)をしてはならない。

一部改正〔平成21年条例16号〕

(勧告及び命令)

第10条の2 市長は、前条第4項若しくは第5項の規定に違反した者又は第12条の2第1項の深夜花火禁止区域内において深夜に花火をした者に対し、行為の中止、原状回復その他必要な措置をとるべきことを勧告し、又は当該勧告に従わない者に対し、当該勧告に従うよう命ずることができる。

追加〔平成21年条例16号〕

(代執行)

第11条 市長は、第10条第1項の規定に違反して道路、河川、公園その他の公共施設に廃棄物をみだりに投棄した者(次項において「不法投棄者」という。)に対し、当該公共施設の美観の保護に支障があると認めるときは、相当の期限を定めて、当該廃棄物の回収その他の必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

2 市長は、前項の措置命令を受けた不法投棄者がこれを履行しないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、自ら当該不法投棄者のなすべき行為を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該不法投棄者から徴収することができる。

一部改正〔平成21年条例16号〕

第3章 環境美化促進重点地区及び深夜花火禁止区域

一部改正〔平成21年条例16号〕

(美化重点地区の指定等)

第12条 市長は、特に環境美化の促進、美観の保護及び良好な生活環境の確保を図るため、空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物の散乱の防止及び屋外の公共の場所における喫煙の規制を積極的に推進することが必要であると認める地区を、環境美化促進重点地区(以下「美化重点地区」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により美化重点地区を指定しようとするときは、あらかじめ、小田原市環境審議会(以下「審議会」という。)及び当該指定しようとする地区内の住民の意見を聴かなければならない。

3 市長は、美化重点地区を指定したときは、速やかにその旨及びその区域を告示するとともに、当該美化重点地区にその旨を掲示しなければならない。

4 前2項の規定は、美化重点地区の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

一部改正〔平成21年条例16号〕

(深夜花火禁止区域の指定等)

第12条の2 市長は、海岸、道路、公園、広場、河川その他市民等が自由に入出入りすることができる場所における深夜の花火が生活環境の保全上著しく支障を来すおそれがあると認める区域を、深夜花火禁止区域として指定することができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、深夜花火禁止区域について準用する。

追加〔平成21年条例16号〕

第4章 周辺環境美化対策施設

(美化対策施設の指定等)

第13条 市長は、特に周辺地域に対して当該施設の運営に起因する廃棄物の散乱の防止を積極的に推進することが必要であると認める施設を、周辺環境美化対策施設(以下「美化対策施設」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により美化対策施設を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会及び当該施設の所有者、占有者又は管理者の意見を聴かなければならない。

3 市長は、美化対策施設を指定したときは、速やかにその旨及びその施設の名称その他規則で定める事項を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、美化対策施設の指定の解除について準用する。

(散乱防止の対策等)

第14条 前条第1項の規定により美化対策施設として指定された施設の所有者、占有者又は管理者(以下「美化対策施設の所有者等」という。)は、自らの責任において当該美化対策施設の周辺地域について、当該美化対策施設の運営に起因する廃棄物の散乱を防止するための対策を講じなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、美化対策施設の所有者等に対し、前項の規定による廃棄物の散乱を防止するための対策についての資料の提出を求めることができる。

(勧告及び報告)

第15条 市長は、美化対策施設の所有者等が前条第1項の規定による廃棄物の散乱を防止するための対策を講じていないと認めるときは、当該美化対策施設の所有者等に対し、相当の期限を定めて、廃棄物の散乱を防止するための対策を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該勧告を受けた美化対策施設の所有者等に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

第5章 自動販売機の届出及び回収容器の設置等

(自動販売機の届出)

第16条 自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。)により容器に収納した飲料(以下「容器飲料」という。)を販売しようとする者は、当該自動販売機ごとに、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 自動販売機の型式及び番号
- (3) 自動販売機の設置場所
- (4) 回収容器の設置場所及び管理方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(変更等の届出)

第17条 前条の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 届出者は、当該届出に係る自動販売機による容器飲料の販売を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第18条 届出者から第16条の規定による届出に係る自動販売機を譲り受け、又は借り受けた者は、当該自動販売機に係る届出者の地位を承継する。

2 届出者について相続、合併又は分割(当該届出に係る自動販売機による容器飲料の販売に係る権利を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該自動販売機による容器飲料の販売に係る権利を承継した法人は、当該届出者の地位を承継する。

3 前2項の規定により届出者の地位を承継した者は、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

一部改正〔平成13年条例16号〕

(届出済証)

第19条 市長は、第16条、第17条第1項又は前条第3項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対して届出済証を交付するものとする。

2 前項の規定により届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所に、当該届出済証をちょう付しておかなければならない。

3 第1項の規定により届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を亡失し、汚損し、又はき損したときは、その事実を知った日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し、届出済証を再交付するものとする。

5 第2項の規定は、前項の規定により届出済証の再交付を受けた者について準用する。

(回収容器の設置及び管理)

第20条 自動販売機により容器飲料を販売する者(以下「自動販売業者」という。)は、規則で定めるところにより、当該自動販売機について、空き缶等の散乱を防止するため回収容器を設置し、及びこれを適正に管理しなければならない。

(勧告及び報告)

第21条 市長は、自動販売業者が前条の規定に違反しているときは、当該自動販売業者に対し、相当の期限を定めて、回収容器を設置し、又はこれを適正に管理するよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該勧告を受けた自動販売業者に対

し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(命令及び公表)

第22条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた自動販売業者が当該勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、当該勧告に従うべき旨を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により命令しようとする場合において必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の規定による命令を受けた自動販売業者が当該命令に従わないときは、その旨及び当該命令の内容を公表することができる。

一部改正〔平成9年条例25号〕

第6章 雑則

(立入調査)

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、空き缶等及び吸い殻等その他の廃棄物が散乱している土地又は自動販売機が設置されている土地若しくは建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(環境美化推進員)

第24条 市長は、地域の環境美化の促進及び美観の保護に資する自主的奉仕活動を推進するため、規則で定めるところにより、環境美化推進員を選任する。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第26条 第22条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第27条 第16条、第17条第1項又は第18条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3万円以下の罰金に処する。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

(1) 美化重点地区内において、空き缶等又は吸い殻等をみだりに投棄した者

(2) 第10条の2の規定による命令(第10条第5項の規定に違反した者に対するものに限る。)に違反した者

(3) 第17条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(4) 第19条第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出済証のちょう付をしなかった者

(5) 第19条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(6) 第23条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

一部改正〔平成21年条例16号〕

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

※ 附則については省略する。

用語解説

(ア行)

おだわら環境メールニュース

小田原市が発行するメールマガジンの1つ。環境イベントや環境に関する種々の情報を登録者に配信するサービス。

(カ行)

拡大生産者責任

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方。具体的には、生産者が使用済み製品を回収、リサイクルまたは廃棄し、その費用も負担すること。OECD（経済協力開発機構）が提唱した。循環型社会形成推進基本法にも、この考え方が取り入れられている。循環型社会形成推進基本法は、事業者の責務として廃棄物の減量化、適正処理に加えて、製品や容器がリサイクル利用されやすいように、リサイクルの仕組みが整備されれば製品や容器を引き取り、リサイクルすることを規定し、拡大生産者責任の考え方を導入している。

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所やお風呂などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽をいう。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。浄化槽法の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されている。

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

家庭で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫の家電4品目について、家電メーカーに回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた法律。対象となる使用済み廃家電の排出者は、廃家電を小売業者に引き渡し、収集・運搬費用とリサイクル費用を支払う。小売業者は、これを引き取り製造業者へ引き渡し、製造業者は、引き取った廃家電を定められた率以上にリサイクル（原料としての利用または熱回収）する。資源の有効利用と廃棄物減量のために制定された。

環境基準

環境基本法に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準の確保に務めなければならないとされている。これに基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めている。

環境美化推進員

「小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例」に基づき、地域の環境美化の促進と美観を保護するため、地域の自主的奉仕活動の状況調査及び奉仕活動団体との連絡調整、市が実施する空き缶等、吸い殻等その他の廃棄物の散乱防止に関する施策への協力を行うものとされている。

環境美化促進重点地区

「小田原市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例」に基づき、小田原駅周辺を環境美化促進重点地区に指定し、空き缶や吸い殻などをみだりに投棄した者に対して2万円以下の罰金を課すこととしている。

建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

資源の有効利用や廃棄物の適正処理を推進するため、建設廃棄物の分別・リサイクルなどを定めた法律。一定規模以上の建築物の解体・新築工事を請け負う事業者は、対象となる建設資材の分別・リサイクルを義務付けた。対象となる建設資材は、コンクリート、アスファルト、木材。

工事の発注者や施工者には、工事の時期や工程、建設資材の種類や量などを事前に都道府県知事に届け出ることが義務付けられた。

小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）

平成25年4月から施行。使用済小型家電（デジタルカメラ、携帯電話等）の再資源化を促進するための環境整備が目的。

この法律では、市町村が主体となって小型家電を回収し、それを国が認定した事業者へ引き渡すことが制度の根幹となっている。

ゴミダス

小田原市が発行するごみ問題や環境問題を考えていくための啓発情報誌。ごみの分別方法やごみのリサイクルをはじめ、関する情報を提供し、意識啓発を図る。

(サ行)

最終処分場

廃棄物の最終処分（埋め立て処分）を行う場所。廃棄物は、リサイクル・リユース（再使用）される場合を除き、最終的には埋め立てか海洋投棄される。最終処分は埋め立てが原則とされている。最終処分場については、構造基準と維持管理基準が定められている。

資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

資源の有効利用を促進するため、リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再使用を定めた法律。リサイクルしやすい設計を行うべき製品、使用済み製品を回収・リサイクルすべき製品、生産工程から出る廃棄物を減らしたり、リサイクルすべき業種、リサイクル材料を使用したり、部品などを再使用するべき業種など7項目について、業種や製品を具体的に指定している。

循環型社会

20世紀の後半に、地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として使われるようになった。平成12年に日本は循環型社会をめざす「循環型社会形成推進基本法」を制定した。同法は、循環型社会を「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義した。同法は、循環型社会を構築する方法として、(1)ごみを出さない(2)出たごみはできるだけ利用する(3)どうしても利用できないごみはきちんと処分するの3つを提示している。

小田原市としても、市民一人一人が地球温暖化などの地球規模の環境問題から身近な廃棄物問題を自分自身のこととしてとらえ、ライフスタイルを見直すとともに、市民、事業者、行政が連携・協働して5つのR（Refuse・Reduce・Reuse・Repair・Recycle）の取り組みを推進し、省資源・循環型社会の構築を目指している。

循環型社会形成推進基本法

廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律として平成12年制定。資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことが目的で以下の特徴を持つ。(1) 循環型社会の定義を明らかにした(2) 廃棄物や生産活動で排出される不要物などのうち、売れるか売れないかに関わらず、再び利用できるものを「循環資源」と定義し、循環資源の再利用やリサイクル推進を定めた(3) 廃棄物処理やリサイクル推進における「排出者責任」と「拡大生産者責任」を明確にした(4) 廃棄物処理やリサイクルの優先順位を、発生抑制→再利用→再生利用→熱回収(サーマルリサイクル)→適正処分と定めた。同法は基本法であり、政策の基本的方向を示すものである。

焼成処理

ごみ焼却灰を約1,000℃で焼き固めて、無害化する処理方法。生成された人工砂は、路盤材や雑草抑制資材などにリサイクルされる。

食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)

食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの食品廃棄物を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律。平成19年度に改正され、食品廃棄物等の発生量が年間100トン以上の食品関連事業者は、毎年度、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが義務付けられた。

清掃指導員

「小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に規定されており、ごみ集積場所の維持管理や廃棄物の分別に関する指導などを行うものとされている。

その他紙

ひもで縛ることが難しい小さな紙で、菓子箱、メモ紙、レシートなどをいう。平成17年度から新しく分別品目に追加した。

(夕行)

多量排出事業者

(1) 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗の所有者、占有者または管理者であること(2) 事業の用に供する建物で、床面積の合計が3,000平方メートル以上のものの所有者、占有者または管理者であることのどちらかに該当するものをいう。

多量排出事業者には、「減量化及び資源化計画書」の提出が義務付けられている。

段ボールコンポスト事業

本市の特徴的な施策の一つ。生ごみ堆肥化検討委員会での報告に基づいた各家庭で段ボールを利用した生ごみ堆肥化の取組。市民団体の生ごみクラブとともに活動中。

ちゅう芥類

家庭の台所やレストランの厨房から出される野菜くず、魚や肉などの調理くず、残飯くずなどで生ごみともよばれる。

中間処理

人為的に管理された環境の下で、物理・化学的または生

物的な手段によって、廃棄物の形態、外観、内容、特性等を変え、生活環境の保全や人の健康に支障が生じないようにすること。

最終処分(埋め立ておよび海洋投入)に至るまでに行われるさまざまな無害化ないし安定化・減容化処理をいう。

不用物を処分しても自然界に悪影響を与えないように、あらかじめ、人為的に汚濁物質や有害物質を除去・無害化したり、減容・安定化したりする操作の全てを含み、脱水、乾燥、焼却、破碎、解体、熔融、ガス化、中和、改質、分解、醗酵などが主要な方法。分別もまた広い意味での中間処理の概念に包括される。

特定ごみ

「小田原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、市が定期的に収集運搬し、処分する事業系一般廃棄物をいう。ただし、1ヶ月当たりの排出量が300kg以下としている。

(ナ行)

農業集落排水処理施設

農業集落からのし尿、生活雑排水または雨水を処理する施設。農地や農業用排水路に汚れた水が流れ込むのを防ぎ、生活環境を向上させるとともに、窒素、りん等を除去し、公共用水域の水質保全および農業用排水施設の機能維持または農村の生活環境の改善を図るものである。

(ハ行)

焙焼処理

ごみ焼却灰を熔融直前の温度(1,050℃程度)で焙焼し、無害化したものを軟弱地盤固化材、セメント骨材などにリサイクルすること。

BOD(生物化学的酸素要求量)

河川水や海水中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量のこと。単位は一般にmg/lで表す。

この数値が大きくなれば、その河川などの水中には汚染物質(有機物)が多く、水質が汚濁していることを意味する。

ピックアップ

燃せないごみとして回収されたものは、環境事業センター内のリサイクルセンターに集められる。集められたものの中から、市指定の小型家電に該当するものを抜き取ること。

(マ行)

3つのガイドライン

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく基本方針(平成25年3月改正)における市町村の役割を支援するため、平成19年6月に国が策定した。

- ① 一般廃棄物処理事業におけるコスト分析、情報提供を行い、分析結果をさまざまな角度から検討すること等により、社会経済的に効率的な事業となるよう努めること。
- ② 経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制・再生利用等を進めるため、一般廃棄物処理の有料化を推進すること。
- ③ 一般廃棄物処理システムの変更等の際には、その必要性と環境負荷、経済面等に係る利点を、住民や事業者にも明確に説明すること。

(ヤ行)

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

容器包装ごみのリサイクルを製造者や販売者に義務付けた法律。平成7年制定。経済産業省・環境省所管。消費者は容器包装ごみの分別排出、市町村は分別収集の責任を負い、製造者をあわせた3者の役割分担により容器包装のリサイクルを促進することが目的。平成9年度にガラス容器とペットボトルを対象に施行された。平成12年度には全面施行され、飲料用以外の紙製容器包装とプラスチック製で飲料、醤油充てんのペット容器以外が対象に加わった。

法の対象となる容器包装を使っている食品などのメーカーや容器包装を作っているメーカーには、市町村が回収した容器包装の使用量に応じたリサイクルが義務付けられる。一般廃棄物のうち容器包装ごみは、容積で6割、重量で2割を占める。

溶融処理

ごみ焼却灰をおおむね1,200℃以上の高温で液状に溶かした後、冷却してガラス質の固化物（溶融スラグ）を得ること。溶融処理によって焼却灰に含有する金属類のうち、低沸点の重金属類（水銀、鉛、カドミウム、亜鉛など）は揮発してガス化し、残存する重金属類はガラス質の主成分であるシリカの網目構造中に閉じ込められるため、溶融固化物中の重金属類の含有量は低減され、溶出防止にも高い性状を持つ。

また、溶融固化物は路盤材やコンクリート用骨材などの土木・建築資材に利用できることから、資源リサイクルと最終処分場の延命効果が期待されている。

(第4次) 小田原市一般廃棄物処理基本計画

令和2年3月発行

小田原市 環境部 環境政策課

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地

TEL 0465-33-1471 FAX 0465-33-1487

小田原市ホームページ <http://www.city.odawara.kanagawa.jp/>

Eメール kansei@city.odawara.kanagawa.jp